



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について：法的身分の形成と特質
Author(s)	高橋, 芳郎
Citation	北海道大學文學部紀要, 26(2), 113-192
Issue Date	1978-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33425
Type	departmental bulletin paper
File Information	26(2)_P113-192.pdf



宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

—— 法的身分の形成と特質 ——

高
橋
芳
郎

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

—— 法的身分の形成と特質 ——

高 橋 芳 郎

《目次》

はじめに——問題の所在……………	116
一、史料上の奴婢と奴婢身分……………	121
二、雇傭人身分とその特質……………	134
(i) 雇傭人身分の基礎……………	135
(ii) 雇傭人の具体相……………	141
(iii) 清律上の雇傭人と佃戸……………	154
三、佃僕・地客と佃戸……………	165
(i) 佃僕・地客の出自……………	166
(ii) 佃僕・地客の法的身分……………	174
(iii) 「主僕の分」と佃戸……………	179
結びにかえて……………	190

はじめに——問題の所在

本稿は、宋元代の諸史料に見える傭賃・人力・女使・傭工等のいわゆる雇傭人の法的身分と、その歴史的 성격について考察することを主な課題としている。この作業の中には、当該期の雇傭人に対する筆者の理解に関連して、雇傭人と同じく法律上差別的地位に置かれていた奴婢・佃戸に関する論及をも含むことになるであろう。

この問題については、周知のように、仁井田陞氏の專論「中国社会の『封建』とフューダリズム」⁽¹⁾、および「中国の農奴・雇傭人の法身分の形成と変質——主僕に分について——」⁽²⁾があり、宋代より清代に至る間の佃戸——氏は農奴に比定する——雇傭人の法的身分の変遷が体系的に跡づけられている。

氏によれば、宋代の地主と佃戸、雇主と雇傭人の間には「主僕之分」があるとされ、佃戸・雇傭人の地主・雇主に對する犯罪は常人よりも重く罰する法規定が成立するなど、宋代法に至って佃戸・雇傭人の身分的隷屬的地位が確立される。かかる佃戸・雇傭人の法的身分の形成は、十世紀前後を境とする生産關係の變化、すなわち農業および手工業部門における直接生産者が、それ以前の奴隸から農奴＝佃戸、雇傭人に転化したことに対応するものである。この農奴・雇傭人の法的身分は、やがて十四世紀の中期以降、明清代に入ると變化が生じてくる。まず農奴は、明代に入ると「主僕之分」といった上下の從屬關係から「長幼の序」という横の序列關係に切り替えられ、法律上にも地主の農奴に對する優越的地位は認められなくなり、更に清代法では地主と農奴の間の「主僕之分」は明確に否定されるに至る。一方、明清代における農奴の法的身分の上昇と関連して、雇傭人の法的身分も清代法に至って變化が生ずる。

すなわち、雇傭人の中でも雇農や傭工といった生産部門の直接担当者は、雇傭人法を脱して常人の法が適用されるようになる。かかる農奴・雇傭人の法的身分の上昇は、当該期における彼等の社会的地位の上昇と自己解放を示すものに他ならない。

こうして、宋代における農奴・雇傭人の法的身分——「主僕に分」——の形成と明清代におけるその否定の歴史は、「法の目盛は、力関係の一つの決算状態を示す³⁾」という氏の法理論を立証する具体例となり、また宋代における農奴制の成立と明末清初期における第一次農奴解放という氏の中国史像⁴⁾を支える基本的指標の一つとなっているのである。以上の仁井田氏の研究は、宋代の佃戸制を農奴制と規定する大胆な提言とも相俟って、その後の宋代史研究へ受け継がれてゆく過程で、主として地主に対する佃戸の身分的隷属性の評価や刑法上の不平等規定をめぐる議論が焦点となり⁵⁾、本稿が直接対象とする雇傭人身分をめぐる諸問題に関しては、わずかに、菊池英夫「唐宋時代を中心とする所謂『雇傭労働』に関する諸研究⁶⁾」が、一九五〇年代までの中国側の研究を紹介しつつ仁井田氏に対する方法論的批判を提出し、重田徳「清律における雇工と佃戸——『主僕に分』をめぐる一考察——」⁷⁾が、清律における雇傭人の地位上昇という仁井田氏の論点に批判・修正を加えているにすぎない、というのが現状である。

ところで、上述の仁井田氏の研究をふまえた上で、改めて雇傭人身分の歴史的性格を探ろうとする本稿にとって、さし当り問題となるのは雇傭ないし雇傭人とは何かという点でなければならない。なぜなら、菊池氏が前掲論文で指摘されたように「中国史上においては法範疇としても雇傭・賃貸・請負等は永らく未分化で、雇・傭・賃等の語は同義に通用されて」おり、「今日的法概念としては異質のものである人身の『賃入』と人身の『賃貸』（雇傭）とが、経済的にはある段階における労働形態として全く同一形態を意味する」がゆえに、「人売・人質・雇傭・請負・贅婿

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

等々は実質上も觀念上（従って呼称上）も區別されなかった⁽⁸⁾という事情が一面において確かに存するからである。その点は仁井田氏自身も説かれてはいるが、⁽⁹⁾とするならば、人質や請負等と區別されるべき今日の雇傭概念をもって当時の史料を分析するという方法は、その初発の段階から既に大きな困難を抱え込まざるを得ないことになるであろう。事実、この概念と史料Ⅱ実態の乖離という深刻な問題が、仁井田氏の研究の中で克服されているとは必ずしも言えないように思われる。氏は人身の質入や請負等と明確に區別して「雇傭Ⅱ人身の賃貸借」と規定し、この雇傭には、

継続的なものと非継続的なものとの區別があつたが、それが傭であり賃であり、又、傭雇、傭賃であるというこ
とに至っては、共に同じであつた。⁽¹⁰⁾

と説明されているが、既にこの一文からも窺えるように、氏の分析方法は、一方で「雇傭Ⅱ人身の賃貸借」という概念を用いて史料を分析するかに見えながら、実際には史料上の傭・賃・傭雇等の語をもって雇傭労働の存在と等置し、それに氏の雇傭概念を付会したにすぎないものと考えられる。それゆえ氏の研究にあつては、多様な存在形態を示すいわゆる雇傭人と雇傭人身分との関連や、歴史的段階によって異なるであろう雇傭労働の性格に対する配慮は極めて稀薄である。

したがって、そうした分析方法によって導き出された雇傭人身分の形成という論点は再検討されねばならず、本稿では、まず雇傭人身分がいかなる存在を対象として定立されていたかを検討し、それによって当該期の雇傭労働と雇傭人身分の歴史的性格を明らかにするという手続きをとることにしたい。かかる作業を通じて「継続的」・「非継続的」な雇傭人と雇傭人法との関連、また何故雇傭人法が佃客法に先んじて形成されたかという仁井田氏にあつては不

問に付されていた問題も、自ずと明らかになるであらう。

次に、以上の雇傭人身分の性格と関連して、宋代における雇傭労働、とりわけ地主直営地内における雇傭労働の問題がある。雇傭人身分の形成が、仁井田氏の想定されたように奴隸が雇傭人（および農奴）に転化したことの反映かどうかは、第一に宋代の社会構成に直接関わる問題であり、第二に清代法において雇農の地位上昇が見られたとすれば、氏の構築された雇傭人の身分法体系の歴史的前提ともなる問題だからである。この点については、既に周藤吉之⁽¹²⁾、丹喬二両氏が、地主直営地内における労働力として奴隸とともに雇傭人の存在を指摘されており、その限りでは仁井田氏の想定は裏付けられていると言えよう。しかしながら、両氏の研究は仁井田氏と同じく史料上の傭・雇等の語から直ちに雇傭労働の存在を導き出すという問題を含んでおり、同時に、雇傭人は奴婢とも呼ばれていると指摘されながらも、史料上の奴婢が奴婢身分の者であるかあるいは単なる雇傭人の別称であるかを区別すべき判断基準については何ら説明しないという弱点を持っている。こうした曖昧さは、史料上の奴・僕・奴婢等の語で表わされる存在を直ちに奴婢身分の者と規定する周藤氏の方法⁽¹³⁾とも関連する問題であり、それゆえ、例えば宮崎市定氏が佃僕とは奴僕ではなく佃戸の雅称にすぎないと言われ⁽¹⁴⁾、草野靖氏が奴・僕とは多く身を人の指使に供して労働に従う者という程度の呼称であり奴隸とか農奴に直結すべきではないと述べられたような⁽¹⁵⁾、主として字義上よりする批判を招く結果となっているのである。したがって、ここでの問題は単に史料上の奴婢が奴婢身分の者か雇傭人かという点に止まらず、法的身分としての奴婢・雇傭人と階級的存在としての奴隸・雇傭人とをどのようにに区別し、また相即的に捉えるべきかに関わっていると言えよう。すなわち、奴婢身分の者が階級的に農奴であり、逆に雇傭人身分の者が階級的には奴隸であるといったことは、身分と階級とが必ずしも一致しないという点からすれば当然想定し得る事態だからである。

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

本稿は、以上の問題点について筆者なりの解答を与えようと試みたものであり、また長期にわたって見解の対立が続いている宋代地主佃戸制の研究に向うための、筆者自身の予備的作業ともなるものである。

注

(論文集として単行本に併録されている論文は、繁を避けるため原発表年のみを記し原載雑誌名等は省略した)。

(1) 仁井田陞「中国社会の『封建』とフェーデルリズム」(一九五一年、『中国法制史研究 奴隸農奴法 家族村落法』所収、一九六二年、東京大学出版会)。

(2) 同氏「中国の農奴・雇傭人の法身分の形成と変質——主僕の分について——」(一九五六年、同右著書所収)。

(3) 注(2) 論文一四七頁、一八〇頁参照。

(4) 仁井田氏の構想された中国史像は注(1)(2)論文のほか随処に示されているが、「中国社会の農奴解放の段階」(一九六一年、注(1)著書所収)が明快である。

(5) こうした論点をめぐる研究は多くあるが、仁井田氏の提起された問題が現在どのような研究史上の位置を占めているかについてはさし当り、草野靖「大土地所有と佃戸制の展開」(『岩波 世界歴史・九』所収、一九七〇年、岩波書店)の「はじめに」を参照。

(6) 菊池英夫「唐宋時代を中心とする所謂『雇傭労働』に関する諸研究」(『東洋学報』四三—三、一九六一年)。

(7) 重田徳「清律における雇工と佃戸——『主僕に分』をめぐる一考察——」(一九七一年、『清代社会経済史研究』所収、一九七五年、岩波書店)。

(8) 以上の引用箇所は、菊池氏注(6)論文五九頁による。

(9) 仁井田氏自身この点について随処で指摘されているが、さし当り『中国法制史』(一九五二年、岩波書店)第十五章六節「賃約——賃貸借と雇傭と請負」参照。

(10) 仁井田氏注(2) 論文一五二頁参照。

(11) 周蔵吉之「宋代の佃戸制——奴隸耕作との関聯に於いて——」(一九四八年、『中国土地制度史研究』所収、一九五四年、東京大学出版)、
「宋代の佃戸・佃僕・傭人制——特に『宋代の佃戸制』の補正を中心として——」(一九五三年、同前著書所収)。

(12) 丹喬二「宋代の地主・奴僕」関係」(『東洋学報』五三—三・四、一九七一年)。

(13) 例えば、周藤氏注(11) 論文参照。

(14) 宮崎市定「宋代以後の土地所有形態」(一九五二年、『ア
ジア史研究・四』所収、一九六四年、東洋史研究会) 一二六
頁。

(15) 草野靖「宋代民田の佃作形態」(日本女子大学「史卿」十、
一九六九年) 五五頁。

一、史料上の奴婢と奴婢身分

宋元代の諸史料に見える奴婢——以下「奴婢」と表記する——とは、一体いかなる存在を指称するのであろうか、その点の検討から始めよう。

『宋史』卷三百《周湛伝》に、

(I) 初江湖民、略良人、鬻嶺外為奴婢。湛至、設方略搜捕、得男女二千六百人、給飲食、還其家。

とあり、良人が略売されて「奴婢」となっており、朱熹『晦庵先生朱文公文集』別集卷九・公移《戒約上戸体認本軍寬恤小民》に、南康軍の早傷に対する措置を述べて、

(II) 上戸乘此、早傷細民闕食之際、強以些小錢作合子文字借貸、遂空頭年月價貫立契字、未及踰時、即行填掣、預先月日、經官投印、及有吞圖婦女、顧充奴婢、致細民受苦不一。理合禁約。

とあり、債務に准折されて「奴婢」化する例が見える。また葉適『水心別集』卷二《民事下》には、

(III) 小民之無田者、仮田於富人。得田而無為耕、借資於富人。歲時有急、求於富人。其甚者、庸作奴婢、歸於富人。とあって、庸われて「奴婢」となる者も存在した。かかる人身売買や債務による人質、また雇傭等によって「奴婢」化する例は他にも多く検索し得るのであるが、特に(III)のように雇傭によって「奴婢」と称されるに至る者の存在は、

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

史料上の奴婢の中には奴婢身分の者だけでなく雇傭人が含まれているとする説の論拠とされるものである。ところが、(I) (III)のように「奴婢」の出自が明記されている例とは別に、出自の不明な「奴婢」もまた多く検出し得るのであって、例を挙げれば、洪邁『夷堅支志』丁卷四《朱四客》に、

(IV) 夢民朱四客、有女為吳居甫待妾。每歲必往視、常以一僕自隨。

とあり、汪藻『浮溪集』卷十九《為德興汪氏種德堂作記》に、

(V) 迨宋興百年、無不安土樂生。于是、豪傑始相与出耕、而各長雄其地。以力田課僮僕、以詩書訓子弟。とある「一僕」・「僮僕」がそれである。

ところで、従来説かれてきたように「奴婢」の中に奴婢身分の者と雇傭人とが含まれているとすれば、(I) (V)に見える「奴婢」のいずれが法的身分としての奴婢でありまた雇傭人の別称であるかが当面する問題となろう。この問題を解明するためには、さし当り宋元代の法律上に規定される奴婢身分がいかなる存在を對象として定立されていたかが問われねばならないが、そのことは、既に奴婢身分にある者を前提として定められた法令の分析によってではなく、いかなる法的手続きを要件として奴婢身分が成立するかを検討することによって果されるであろう。

奴婢身分の成立要件——というよりは発生原因として従来挙げられてきた主なものは、良民の売買、債務奴隸化(帰属質)、犯罪による没官、戦争時等の俘虜、投身・投靠等であるが、このうち史料上に頻出するのは(I)・(II)のような良民の売買と債務奴隸化の例である。この点について、明清代の奴婢の特質に関する田中正俊氏の指摘は、宋元代の奴婢身分成立をめぐる通説的見解と共通しており、また奴婢化の社会的な原因や雇傭との関係についても示唆を含んでいるので、以下にその一部を引用しておこう。

商業Ⅱ高利貸資本の浸透、税・役ないしは佃租（小作料）収奪の強化の結果、小生産者の没落によって不斷に生み出される人身売買あるいは人身質入の債務奴隷の關係についても、その内容には、かならずしも永代売買ないし永代的債務奴隷化（帰屬質）——これらのばあいには奴隷身分に転化する——にかぎらず、むしろ、債務奴隷がより主体性をもつようになった買戻権付売買や労働消却債奴制的な一時的債奴など——それらはかならずしも奴隷身分に転化するとはかぎらない——が、少なからず存在したと推定され、したがって、奴隷身分に転化しない債務奴隷のばあい、債務奴隷とはいっても人身質貸借的な「雇傭」關係（一定期間、人格そのものを賃貸借するのであって、たとい形式的には「賃銀」を取得しても、それはなお労働力のみを売り渡すものではない）と形式上異ならないものがみられたと考えられる。⁽²⁾

田中氏によれば、明清代においては、人身の永代的売買と永代的債務奴隷化（帰屬質）の場合は奴隷身分に転化し、買戻権付売買や一時的債奴の場合は必ずしも奴隷身分に転化しない——転化することもある——と言われているが、前者の場合のもとより、後者についても周藤吉之・岡本敬二⁽³⁾兩氏は、宋元代に典雇Ⅱ人身質入によって良民が一定期間奴隷身分に転落したと指摘されており、宋—清代を通じてほぼ共通した現象が見られたと言つてよいであろう。こうした通説的見解に従えば、前掲の(I)に見える「奴婢」は明らかに奴婢身分に転化した者であり、(II)～(V)の中にも奴婢身分の者が含まれている可能性は大いにあることになろう。

しかしながら、確かに人身売買や債務奴隷化によって「奴婢」化する史料が多く存するとはいえ、一方において、宋元代の法律上に良民の売買と人身を債務に准折することが嚴禁されていた点に注意しなければならない。宋元代に良民の売買が禁止されていたことは周知の事実であり、例証を挙げるまでもないが、債務への准折に関しては、『慶

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

元条法事類』卷八十・雜門・出挙債負《雜勅》に、

諸以債負質当人口虚立人力女使雇契同杖一百。人放逐便、錢物不追。情重者奏裁。

とあり、『大元聖政国朝典章』（以下『元典章』と略記）卷二七・戸部十三・錢債・私債《放債取利三分》に、

至元二十九年四月二十七日、中書省聞奏、随路權豪勢要之家、出放錢債、逐急用度、添利息、每兩至於五分或一倍之上。若無錢歸還呵、除已納利息外、再行倒換文契、累算利錢、准折人口頭匹產業、實是於民不便。俺与衆老的每商量来、今後若取借錢債、每兩出利、不過三分、這般奏呵、奉聖旨、那般者。欽此。

とあるように、宋元代ともに良民を債務の弁済に替えて質入することは禁止されていた。⁽⁵⁾このように、法律上に良民の売買と債務への准折が禁止されていた以上、果してかかる原因による良民↓奴婢の身分転化は可能であらうか。

かつて草野靖氏は、唐律上に良民の売買と質入が禁止されている以上、かかる原因によって良民が奴婢身分に転化する途は法的には完全に塞がれていたと言われ、奴婢身分成立の要件としては、犯罪や俘虜化によって没官され良民身分が剥奪されるという法的手続きが必要であったと指摘されたが、⁽⁷⁾その点は宋元代においても全く同様であったと思われる。宋元代に繰り返し人身売買と債務奴隸化を禁止する法令が發布され、また、かかる原因によって「奴婢」と呼ばれるに至った者は原状に回復すべく求められている——例えばⅠ・Ⅱを見よ——のは、現実に売買や債務奴隸化によって奴婢の境遇下に置かれた——それゆえ「奴婢」と史料面に現われる——者ですら、法的には奴婢身分の中へ繰り込まれるべきではなかったことを示すものであらう。そのことは、奴婢の持つ法的身分の性格からしても裏付けられると思われる。すなわち、奴婢の法的身分は、例えば購買された者か債務に准折された者かといった奴婢と奴婢保有者との具体的関係に基づいて成立するのではなく、まずもって国家ないし皇帝との関係において賤民（奴婢）

たることが一義的に規定されることを通じて成立し、それを前提として奴婢と奴婢保有者との関係が律文上に規定されるという性格を持つものと考えられる。⁽⁸⁾ ということは、国家ないし皇帝を直接媒介としない限り、別言すれば、良民身分の剥奪という法的手続きを要件としない限り奴婢の法的身分は成立しないということを意味するのであり、したがって、国法の禁止する良民の売買や債務への准折といった違法行為によっても奴婢身分が成立すると考えるならば、それは良民身分の剥奪を経ずとも奴婢身分は成立すると主張するに等しいものと言わなければならない。

従来、良民が売買や債務奴隷化によって奴婢身分に転化すると説かれてきたのは、第一に「奴婢」の多くがかかる径路を経たものとして史料上に現われてくること、第二に経済的範疇としての奴隷と法的身分としての奴婢とを混同ないし同一視すること、この二点によって導き出されたものと推測される。しかし、売身や債務への准折を要件として法的に良民↓奴婢の身分転化が可能か否かということ、かかる原因によって「奴婢」と呼ばれ奴隷的境遇下に置かれた者が存在するということは、自ずから次元を異にする問題である。この点は、問題をやや大きく捉えて考えるならば、従来の唐宋変革期の理解とも関連する側面を有している。すなわち、前田直典氏⁽⁹⁾をはじめ周藤吉之⁽¹⁰⁾・仁井田陞氏等は、唐宋の間の直接生産者の変化を奴隷から佃戸へと捉えられたのであるが、そこで言う奴隷とは奴婢身分の者を指すものであった。したがって、奴隷から佃戸への上昇とは、単に階級的な存在形態の上昇だけでなく奴婢から佃戸（良民）への身分的上昇をも意味するわけであるが、こうした主張が十分な説得力を得るためには、少なくとも、唐代においては階級的存在としての奴隷がほぼそのまま奴婢身分として政治的に編成されていたということが立証されなければならないであろう。

それはともかく、以上の考察によって、宋元代の奴婢身分は良民の売買や債務への准折によっては成立せず、良民

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

↓奴婢の身分転化には良民身分の剥奪という法的手続きが要件となることがほぼ確認されたと思われる。ただし、以上の考察はあくまで法的手続きに即したものであって、現実、売買等を経た良民が何らかの事情で——例えば詐欺されて——奴婢身分の中へ混入する事態まで否定するものではもとよりなく、そうした場合とともに、王朝の交替期のような一定の政治的条件の下では、元来売買等によって私家に隸属していた者を新たに奴婢身分に編成するといった事態は当然起り得たであろう。しかし、いずれの場合にも、そこでは良民身分の剥奪という法的手続きが要件となることに注目しなければならない。

こうして、良民↓奴婢の身分転化には良民身分の剥奪が要件となっていたが、宋元代において良民身分剥奪に該当するのは、犯罪没官と俘虜が主なものであった。宋代における俘虜による奴婢化の例証は未だ検索し得ていないが、犯罪没官による奴婢化の例証としては、『宋会要輯稿』（以下『宋会要』と略記）刑法四・配隸・熙寧四年（1071）四月十二条に、

詔、慶州叛軍、已就戮。其同居骨肉、配充奴婢。及年二十以上、刺配京西平城者、令永興軍路安撫司勘会。

とあり、叛軍の罪に縁坐した同居親の中に「配して奴婢に充つ」と処分された者が見える。これは北宋の例であるが、南宋では、『慶元条法事類』卷七五・刑獄門五・編配流役・断獄式に、各州より半年毎に尚書省刑部に上申される『編配人籍冊』の書式を伝えており、そこには「開」（削除）・「収」（収係）・「見管」の各項の下に「配軍」・「編管」・「羈管」・「奴」・「婢」の各々が記されている。ここに「収」の項の一部を引用すると、

一、奴若干

某人年若干、係某処某色目人。今犯某事、断配為奴。於某年月日到。

余人依此。

一、婢若干依奴開。

とあり、ここに見える「奴」・「婢」はいずれも犯罪によって没官された者であることが確認される。以上の例に見える「奴婢」こそは紛れもなく法的身分としての奴婢であるが、南宋の淳熙十四年（1187）頃に書かれた、羅願『鄂州小集』巻五《鄂州到任五事劄子》の第五事には、宋代の「奴婢」について次のように見える。

臣窃以、古称良賤、灼然不同。良者即是良民、賤者率皆罪隸。今世所云奴婢、一概本出良家。或迫饑寒、或遭誘略、因此終身為賤。

羅願によれば、「古しえ」の賤民は率ね罪隸であつたが、現今のいわゆる「奴婢」とはすべて良民が饑寒や誘略によつて終身賤となつたものであると云う。羅願がかかる認識を上奏文の中で公然と表明していることからすれば、これは当時一般の認識でもあつたと推定されるのであるが、ここで明らかに存在した犯罪没官の奴婢に言及せず、恰も宋代に罪隸の奴婢が存在しなかつたかのごとく記されているのはなぜであろうか。上引の『宋会要』によれば叛軍の罪に縁坐した者は「配して奴婢に充つ」とあつて配流されているが、それらの奴婢は『慶元条法事類』に見えるように州司下に繫属されている。したがつて、恐らく宋代における犯罪没官（ないし俘虜）による奴婢は、州司下に繫属されて民間に流出することがなかつたと考えられるのであり、それが羅願のような認識を生む背景となつていたのであらう。なお、羅願の云う「今世所云奴婢」が奴婢身分の者を指すものでないことは後述するところによつて明らかになるはずである。

一方、元代に入ると、犯罪没官の奴婢とともに俘虜による奴婢に軀口の例が頻出するが、それらについては既に有高巖・蒙思明・岡本敬二の各氏による挙例があるので、ここでは繁を避けた。ただ、元代においても犯罪没官によ

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

る奴婢は当時の人々に意識されていなかったらしく、例えば、徐元瑞『吏学指南』良賤孽産《驅口》の解に、
謂被俘獲驅使之人。古者以罪没為奴婢、故有官私奴婢分。

と云い、犯罪没官の奴婢は「古しえ」のものと看做しており、陶宗儀『輟耕錄』卷十七《奴婢》に、

今蒙古色目人之賊獲、男曰奴、女曰婢、總曰驅口。蓋國初平定諸國日、以俘到男女匹配為夫婦、而所生子孫、永為奴婢。又有曰紅契買到者、則其元主轉賣於人、立券投稅者、是也。故買良為驅者、有禁。……按周礼、其奴、

男子入于皁隸、女子入于春羹。説文、奴婢皆古罪人。夫今之奴婢、其父祖初無罪惡、而世世不可逃、亦可痛己。とあり、俘獲奴婢の子孫が当時の奴婢のすべてであつたかのごとく述べている。しがし、元代におけるかかる認識の基盤は、恐らく宋代と同一ではないであろう。元代の犯罪没官の奴婢には功臣に給賜された者があり、必ずしも官衙に繫属されていたわけではない。したがって、犯罪没官の奴婢は絶対量において多数を占める俘獲奴婢の中へ混入し、それゆえ元人に意識されなかったのではないかと推測される。

さて、以上累説してきたように、宋元代の法的身分としての奴婢とは犯罪没官・俘虜化に由来するものであり、良民の売買や債務への准折によって奴婢化する途が法的には完全に閉ざされていたとすれば、果して史料上の「奴婢」とはいかなる存在であるかが改めて問い直されなければならない。先に一部引用した羅願『鄂州小集』卷五《鄂州到任五事劄子》の第五事は、この点をめぐって興味ある議論を展開しているので以下全文を掲げる。

(A)臣窃以、古称良賤、灼然不同。良者即是良民、賤者率皆罪隸。今世所云奴婢、一概本出良家。或迫饑寒、或遭誘略、因此終身為賤。誠可矜憐。(B)臣昨来被旨、權贛州日、捕治土人往広南盜牛者。其間往往并掠其小兒以来。

臣今保守鄂州、又見民間所須僮奴、多藉江西販到。其小者或纔十歲左右、既離地頭、無復幾察。官吏不肖、或乃

計口、收其稅錢。歲時竊來、聲臺不已。臣嘗窮正其罪、選謹信人、給与路費、牒元來州梟、送還其家。竊慮、諸
如此者多。謂宜使民間有遭誘略者、皆因都保、自言於官、官為籍記、立賞追捕、可使還齒平民、復見父母。(C)
在法、雇人為婢、限止十年。其限內轉雇者、年限餽錢、各底通計。目今通相循習、皆隱落元雇之由、徑作牙家自
売、別起年限、多取餽錢、曠閉年深。豈無愁歎。謂宜自今轉雇者、皆明書來歷於約、庶年限餽錢可以通計。有不
如令、牙人及買主坐之、餽錢沒官、受雇者逐便、庶使脫賤還良、稍有期日、及時婚嫁、不失人道。於以広上恩致
和氣、亦聖世所不宜忽也。

ここでは、(A)の部分で當時のいわゆる「奴婢」の出自を「饑寒」と「誘略」の二つに求め、以下(B)・(C)の部分でその
対策が示されるという構成をとる。まず(B)の部分では「誘略」されて「奴婢」となっている者はすべて原状に回復す
べく要請されており、続いて(C)の部分では「婢」の転雇の法、令を徹底強化すべく提案されている。とすれば、ここで
云う「婢」とは雇傭人法の適用を受ける存在であり、そのことは(C)の後半部で「婢」を「受雇者」と表現しているこ
とによっても明らかである。そして、「婢」が実は雇傭された者であるならば、当然「奴」もまた雇傭人であろう。
(C)の部分で専ら「婢」のみが問題となつて「奴」が現われないのは、宋代には男子の雇傭期限に関する法的規制が存
在しなかったと推定されること、また「婢」の場合は「及時婚嫁、不失人道」とあるように、長期にわたる雇傭によ
つて雇主との間に生ずる同棲關係を排除することが問題となつていたためであらうと思われる。更に、「饑寒」によ
る者だけでなく「誘略」による者も含めて「今世所云奴婢」のすべてが雇傭人として捉えられていたことは、次の記
事によって明らかとなる。すなわち、『鄂州小集』所収の南宋末元初の人・曹涇撰『鄂州太守存齋先生羅公伝』に、
改昇鄂州、至郡上五事、……其五謂、民間所雇奴婢、只憑客人販到、半是誘略。宜令遭誘略者、自言於官、官

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

為立賞追捕。

と前掲の記事を要約し、「誘略」による「奴婢」をも含めて「民間所雇奴婢」と表現しているのである。

このように、事実上「誘略」によって売買された者ですら雇傭人として捉えられていることは、良民は売買されても奴婢身分に転化しないという前述の論点を裏付けるものであるが、と同時に、人身の売買が雇傭形式に仮託して行なわれていたからでもある。『宋会要』刑法一・格令二・建炎三年（1130）四月八日条に、刑部侍郎商守拙が、鬪毆と盜博は嘉祐勅に従い、その余は嘉祐勅と政和勅を参照して科罪の軽い方に従うよう提案して、

謂、如略和誘人為人力女使、嘉祐勅、依略和誘人為部曲律、減一等。政和勅、論如為部曲律。合從嘉祐勅減一等之類。

という具体例を挙げているが、このように良民を却略ないし和誘して人力・女使とすることを禁ずる法令が制定されているのは、良民売買の法禁を免れるために「誘略」した者を雇傭形式に仮託して売買することが行なわれていたことを示すものである。

従来、宋代の史料上の「奴婢」には雇傭人が含まれていると説かれてきたように、「奴婢」＝雇傭人であることを示す史料は多く存するが、羅願が「今世所云奴婢、一、概本出良家」と指摘していたように、史料上の「奴婢」の殆んどすべてが雇傭人の別称であることを示すために、なお、二・三の史料を掲げておこう。范仲淹『范文正公集』所収の范氏義莊・紹聖二年（1095）二月八日《修定規矩》に、

一、兄弟同居雖衆、其奴婢月米、通不得累過五人謂如七人或八人同居、止共支奴婢米五人之類。

一、未娶、不給奴婢米雖未娶、而有女使生子、在家十五年以上者、自依規給米。

とあり、ここで云う「奴婢」の中の「婢」とは女使と同一の実体を指しており、袁采『袁氏世範』卷三・治家《待奴婢当寛恕》に

奴婢、小民就役於人者。……又性多很、輕於應對、不識分守。所以雇主於使令之際、常多叱咄。

と見え、「奴婢」とは小民の人に就役する者と云い、その主人を「雇主」と呼んでいる。また、李燾『統資治通鑑長編』（以下『長編』と略記）卷五四・咸平六年（1003）四月癸酉条に、

旧制、士庶家僮僕有犯、或私黥其面。上以、今之僮使、本傭雇良民。發酉詔、有盜主財者、五貫以上、杖脊黥面配牢城、十貫以上、奏裁、而勿得私黥涅之。

とあり、真宗自らが「現今の僮使とは本来良民を傭雇したものである」と述べている。この詔勅は、馬端臨『文獻通考』卷十一・戸口考二、同書卷一六六・刑考五、王楙『宋朝燕翼詒謀錄』卷三△主家不得黥奴僕▽にも引かれており、そこでは『長編』に云う「僮僕」・「僮使」を各々「傭僕」・「僮僕」・「奴僕」に作る。いずれにせよ、これによって「僮使」・「奴僕」等々の奴婢身分を指すかに見える呼称は、宋代においては雇傭人の別称ないし賤称であったことが確認されるであろう。

以上考察したように、宋代の史料上の「奴婢」とは、殆んどすべてが雇傭人を指称するものであった。それは、法的身分としての奴婢の発生径路が犯罪没官（ないし俘虜）という限定されたものであったとともに、奴婢が州司下に繫属されて民間に流出することがなかったためであろうと思われる。元代でも奴婢の発生径路は同様であったが、従来の研究が指摘しているように元代の奴婢数は多量であったと考えられ、それゆえ一概に史料上の「奴婢・軀口」がいかなる身分の者かを確定し得ない面を持っている。しかし、元代においても売買や債務に准折された者はもとより、

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

史料上の「奴婢・軀口」の多くは奴婢身分の者ではないであろう。例えば、『歴代名臣奏議』巻六七・治道・元成宗大德七年鄭介夫上奏《言厚俗六事》の一節に

南北風俗不同。北方以買來者、謂之軀口、南方以受役者、即為奴婢。

とあり、南方——淮水以南の旧南宋領を指すものであろう——では他人に服役する者を「奴婢」と呼んでいたことが指摘されているが、この「受役者」は前掲の『袁氏世範』の《待奴僕当寬恕》に見える「就役於人者」と同一であり、北方の購買された「軀口」と対比されていることからして雇われた者と推定される。⁽¹⁹⁾このように、宋代の史料上の「奴婢」の殆んどすべてと元代江南地方の「奴婢」の多くが雇傭人であったとすれば、宋元代の雇傭人とは何かということが続いて問題となるであろう。これが次章の課題となる。

注

- (1) 仁井田陞『支那身分法史』（一九四二年、座右宝刊行会）第八章第二節第二款、及び同氏『中国法制史研究 奴婢農奴法』（一九六二年、東京大学出版会）第一部第一章には、良民の掠取・売買・犯罪・外国系奴隸の輸入・俘虜が挙げられ、有高巖「元代奴隸考」（『小川博士還曆記念史学地理学論叢』所収、一九三〇年、弘文堂書房）には、犯罪・俘虜・拘略・鬻売・輸入・家生・投靠・献賜が挙げられ、蒙思明『元代社会階級制度』（一九三八年自序、哈佛燕京学社）第四章Cには、家生・籍没・俘虜・抑掠・拘収・自売（投靠・債務奴隸

化）が挙げられている。なお、宋元代に関わらないものは省略した。

- (2) 田中正俊「民変・抗租奴变」（『世界の歴史・十一』一九六一年、筑摩書房）六四頁。

- (3) 周藤吉之「宋代の佃戸・佃僕・傭人制——特に『宋代の佃戸制』の補正を中心として——」（一九五三年、『中国土地制度史研究』所収、一九五四年、東京大学出版会）。

- (4) 岡本敬二「元代の奴隸制について——研究序説——」（東京教育大学「史学研究」六六、一九六八年）。なお、蒙思明氏も注(1)著書第四章C「由奴隸与佃戸中分南北所組成之

下層階級」の中で、自売による奴婢化を説明して「亦有自雇其身以為定期奴婢者」と言及している。

- (5) この記事は『大元通制条格』卷二八《違例取息》にも見える。なお、同書同卷《違例取息》の至元三年二月の聖旨には、
債負、止還一本一利。雖有倒換文契、並不准使、并不得將、
欠債人等強行扯曳、准折財產。如違治罪。
とある。

- (6) ただし、以上の例は、債務不履行の場合に良民を債務の弁済に替えて債権者に引き渡す帰属質を禁止したものであって、一般に良民が一定期間を限って人身を質入し、期限満了時に元本を返済することによって人質が解放される利質形態は禁止の限りではなかった。元代ではこの利質形態を多く典雇と称しているが、その点は次章で述べる。

- (7) 草野靖「唐律にみえる私賤民奴婢・部曲に就いての一考察」(『重松先生古稀記念九州大学東洋史論叢』所収、一九五七年、九州大学文学部東洋史研究室)。なお、氏の言われる質入の禁止とは、『唐律疏議』卷二六・雜律上・《良人為奴婢質償》に、

諸妄以良人為奴婢、用質償者、各減自相賣罪三等。知情而取者、又減一等。仍計庸以當償直。

とあるものを指すが、これは注(6)で述べた帰属質を禁じたものであろう。

北大文学部紀要

- (8) 以上のような奴婢身分の性格については、西嶋定生「中国古代奴婢制の再考察——その階級的性格と身分的性格——」(『古代史講座・七』一九六三年、学生社)参照。

- (9) 前田直典「東アジアに於ける古代の終末」(一九四八年、『元朝史の研究』所収、一九七三年、東京大学出版会)。

- (10) 周藤吉之『中国土地制度史研究』(一九五四年、東京大学出版会)所収の一連の論文。

- (11) 仁井田陞『中国法制史研究(奴婢農奴法 家族村落法)』(一九六二年、東京大学出版会)第一部所収の一連の論文。

- (12) 有高氏注(1)論文。

- (13) 蒙氏注(1)著書第四章C「由奴隸与佃戸中分南北所組成之下層階級」。

- (14) 岡本氏注(4)論文。

- (15) 蒙氏注(1)著書の注一二五八参照。

- (16) 元代に俘獲奴婢が相当な数に上っていたことは、注(1)所掲の各氏によつて指摘されている。

- (17) この点は続く明代でも同様であったと思われる。王圻『統文獻通考』卷二十・戸口考《奴婢》に、

國朝、軍中俘獲子女、及犯罪抄没人口、多分給功臣家為奴婢。

とある。

- (18) 管見の限りでは、男子の雇傭期限に対する法規制は見当た

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

ず、例えば次章所掲の洪邁『夷堅支志』甲卷二《胡爐僕》には二十八年間雇傭された例がある。なお、周藤氏は注(3)論文七〇九〜七一〇頁で「人を雇つて奴婢となす年限は十年であつた」と言われているが、これは「人を雇つて婢となす」と改められなければならない。

(19) 陳元靚『事林廣記』(和刻本)庚集卷七には、南宋の袁采『袁氏世範』卷三・治家より「婢僕」に関する多くの項目が

転引されており、元代においても雇傭人が「婢僕」等の贱称をもつて呼ばれていたことが知られる。

(20) 明清代においても雇傭人が「奴婢」・「奴僕」等と呼ばれていたことは、小山正明「明末清初の大土地所有——とくに江南デルタ地帯を中心に——」(『史学雑誌』六六—一二、六七—一、一九五七・八年)第二章I「1手作地の労働力」の注(3)参照。

二、雇傭人身分とその特質

宋元代の雇傭人は人力・女使・傭賃・受雇人・傭工等と呼ばれ、また前述のごとく「奴婢」とは殆んど雇傭人の別称に他ならないのであったが、それらは多様な存在形態を示しつつ史料上に現われてくる。そこで、本章では、雇傭人の多様な存在形態と法的身分との関係、および雇傭人身分に包括される存在の具体相について検討を加えることにしたい。

この問題を扱う場合に注意しなければならないのは、雇傭人身分は良民・贱民身分とは明らかに異なった次元で問題とされるべき性格を持つという点である。前述したように、良民・贱身の法的身分は国家ないし皇帝との関係において一義的に規定されていると考えられるのに対し、ここで問題とする雇傭人身分は、国家ないし皇帝を直接媒介とすることなく雇主——雇傭人間の具体的関係において一義的に規定される身分であるという点に特徴がある。そのこ

とは、例えば、奴婢に関する法規定が主人——奴婢関係に止まらず奴婢と奴婢の主人以外の者との関係にも及ぶのに対して、雇傭人法はいずれも雇主——雇傭人（ないし旧雇主——旧雇傭人）関係においてのみ機能するという点に明瞭に示されており、それゆえ、雇傭人身分とは一種の職業身分ないし法的地位とでも称すべき性格を持っているのである。したがって、以上のような雇傭人身分の法律的性格は、多様な形態を示す雇主——雇傭人関係のいかなる部分を基礎として雇傭人身分が定立されていたかという問題を、必然的にわれわれに提起するのである。

(i) 雇傭人身分の基礎

まず、雇傭人の存在形態をいくつかに類型化しておきたい。

陳淳『北溪大全集』卷四四《上莊太卿論鬻塩》に、

其余客戸、則全無立錫、惟藉傭雇、朝夕奔波、不能營三餐之飽。有鎮日只一飯、或達晷不粒食者。

とあり、洪邁『夷堅丙志』卷十一《錢為鼠鳴》に、

吾鄉里、昔有小民。樸鈍無它技、唯與人傭力葉本作工受直。族祖家、日以三十錢、顧之春穀。凡歲余得錢十四千。

と見えているのは、専ら日傭ないし日傭単位の雇傭によって生計を営む者である。これを第Ⅰ類の雇傭人と呼ぼう。

次に、『永樂大典』卷二二六三所引の洪邁『夷堅支』《西湖》（『夷堅支志』癸卷五《神游西湖》）に、

樂平新進鄉農民陳五、為翟氏田僕。每以暇時、受他人庸雇、負擔遠適。

とあり王柏『魯齋王文憲公文集』卷七《社倉利害書》に、

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

古人有言、穀賤則傷農、穀貴則傷民。今之農与古之農異。秋成之時、百逋叢身、解償之余、儲積無幾。往往負販傭工、以謀朝夕之贏者、比比皆是也。

とあつて、自己の生業を持ち、それを維持・補完するために雇傭労働に従事する者が見えている。これを第Ⅱ)類の雇傭人と呼ぶが、この中には、『夷堅支志』景卷一《員一郎馬》に、

荆門軍長林鼎民蹇大、居郭北七八里間。有一女、納同里鄒亞劉為贅壻。鄒愚陋、不解事。薄有貲業、且常為人傭、跋涉遠道、在家之日少。蹇拋其屋、耕其田。

とあるような、些少の田産を持ちつつも収入の殆んどを雇傭に依存していたと推定される者から、『夷堅支志』丁卷四《吳二九》に、

紹熙二年春、金溪民吳二九、將種稻。從其母仮著阜綈袍、曰、明日挿秧、要典錢与雇夫工食費。母曰、我怕春寒、且明日未必成。上三字、葉本作未即雇人。

とあるような、農繁期にのみ人を雇う——逆に言えば雇われる——といった臨時の雇傭形態も含まれると考えられるが、そうした幅を持たせつつも、何らかの生業を持ちそれと雇傭労働とによって生計を営む者を第Ⅱ)類に分類しておきたい。第Ⅲ)類の雇傭人は、『夷堅支志』甲卷二《胡煌僕》に、

霸州文安鼎人胡煌、居莫金口。家稍豊、好義忘利。一僕曰嚴安、執役二十八年、恭謹有信、未嘗輒受傭值。煌与之則云、姑儲於主家、須欲用乃取。愛惜主物、不妄費分毫。煌待之如弟、嚴亦呼煌為兄、而謂其妻嫂。

とあり『夷堅三志』壬卷十《顏邦直二郎》に、

弋陽了頭嚴農夫何一、自小受顧於漆公鎮作為奴、伏事顏二郎名邦直者。凡三歲、辭歸父家。兩処相去一程、彼此

声跡、不相知聞。

と見えるような、長期にわたって雇傭され、雇傭期間中は主家内に居住しその経営内に包摂されて生活する者である。上引の二例に見える雇傭人は「僕」・「奴」と呼ばれているが、前章で述べたような史料上の「奴婢」＝雇傭人は、多くこの第Ⅲ類に含ませて考えることができる。

以上はもとより概括的かつ便宜的な類型化であって、こうした類型に包括し得ない雇傭形態も存したであろうし、各類型間に重なり合う例もなかったとは言えないであろう。⁽²⁾ただ各類型の特徴を雇傭人自身の経営の面から捉えれば、第Ⅰ類は専ら雇傭にのみ生計を依存し、雇主とは一応独立した経営を有するもののその経営自体は極めて零細であったと考えられ、第Ⅱ類は、雇傭以外に自己の生業を営み、雇主の経営とは区別される自己の経営を有する者であり、第Ⅲ類は、専ら雇傭によって生計を営む点で第Ⅰ類と共通するものの、大率自己の経営を持たず主家の経営内に包摂されて生活するという点で第Ⅰ類とは区別されるのである。一方、これを雇傭期間の面から捉えれば、第Ⅰ・Ⅱ類が日傭から一年程度の短雇であるのに対して、第Ⅲ類は数年ないし数十年、時には終生に及ぶ長期の雇傭という対応関係を見出すことができる。⁽³⁾

さて、以上のように類型化された雇傭人の存在形態と雇傭人身分とは、いかなる関わりを持っていたであろうか。

馬端臨『文獻通考』卷十一・戸口考二《奴婢》の冒頭に、

周官大宰、以九職任万民。八曰臣妾、聚斂疏材。九曰閭民、無常職、轉移執事。臣妾、男女貪賤之称。轉徒執事、若今傭賃也。

とあり、馬端臨は『周礼』に見える閭民、すなわち常職なく転移して執事する者を宋代の傭賃に比定しているが、馬端臨が参照したと思われる唐の賈公彦の疏には、

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

九日問民、無常職、転移執事者。其人為性不營己業、為問民、而好与人傭賃、非止一家、転移為人執事、以此為業者耳。

とあって、問民とは、自己の生業を持たず他人に傭われて生活する者で、一家に止まらず転移して他人のための労務に服するをもって業となす者と規定している。とすれば、宋代の傭賃とは専ら雇傭にみ生計を依存する者であったと考えられ、先の類型に従えば第Ⅰ類とⅢ類の雇傭人がこれに該当するが、『文献通考』卷十一・戸口考二・奴婢・天禧三年（1019）条には、雇主と傭賃との鬪訟法上の地位を次のように定めている。

大理寺言、按律、諸奴婢有罪、其主不請官司而殺者、杖一百。無罪殺而者、徒二年。又諸条、主毆部曲至死者、徒一年、故殺者、加一等。其有愆犯決罰至死、及過失殺者、勿論。自今人家傭賃、当明設要契、及五年、主因過毆決至死者、欲望加部曲一等。但不以愆犯而殺者、減常人一等。如過失殺者、勿論。從之。

この規定によれば、鬪訟法上において雇主に対する傭賃の從属的地位が確定するのは、雇傭契約を結んでより五年を経て後であって、日傭や短雇の者とはもとより、長期の雇傭人であっても雇傭期間が五年に満たない場合は常人と等しい法の適用を受けるわけである。とするならば、この天禧三年の規定は、専ら雇傭にのみ生計を依存する雇傭人の中でも、長期にわたって主家の経営内に包摂されて生活する第Ⅲ類の者を主たる対象とするものであったことが知られよう。そのことは、この規定が奴婢・部曲の法を勘案することによって制定されていることから容易に推測されるのである。その後、『長編』卷一七七・至和元年（1064）十月壬辰条に、

詔、士庶之家、嘗更傭雇之人、自今毋得与主之同居親為昏。違者離之。

とあり、至和元年以降旧雇主の同居親と旧雇傭人との通婚は禁止されるに至るが、この規定以降、南宋の『慶元条法

事類』に見える人力・女使に対する規定や元代の雇傭人法には、先の闘訟法の規定に見られたような雇傭年限によつて法の適用が規制を受けるといった例は全く見出せなくなる。

しかしながら、南宋・元代の雇傭人法が日傭や短雇の者も含めてすべての雇傭関係にある者をその対象としていたとは考え難いであろう。果して、当該期の雇傭人法の中には、その対象とする雇傭人とはいかなる存在であったかを窺わせるものがある。例えば、『慶元条法事類』巻七六・当贖門・蔭贖△名例勅▽に、

諸八品官以上官子孫之婦犯罪、蔭如其夫、即官品得。請者之女使、曾經有子者、聽用陰、如五品妾犯主情重者非。

と見え、八品官以上の官の子孫に雇われた女使で曾て（主人の）子を生んだ者は、五品官の妾と同等の蔭贖が認められており、同書同卷・当贖門・蔭贖△名例勅』には、更に、

諸將校犯階級、及臨寇敵有犯、或監守内、姦盜略人受財入己、若放債者、不得以蔭論御前忠佐准此。即兵級刺面人犯罪、

人力女使犯主人力姦主同、……准此。

とあり、人力・女使の犯主の罪には主人の蔭贖を認めないと規定しているが、そのことは逆に言えば、犯主の罪以外であれば主蔭の認められる場合があったことを示していると思われる。このように、品官の子孫と同じく人力・女使の蔭贖が問題とされているのは、彼等が長期にわたって主家と同居し、主家の擬制的家族員と看做される存在であったことを物語るものと言えよう。元代の例としては、沈仲緯『刑統賦疏』第六韻『罪相為隠外止及於祖孫』に、

至順元年四月二十四日、礼部呈、会同館提控案贖黃鑑唐令刑統律文、該、諸同居大功以上親、及外祖父母外孫、若孫之婦、夫之兄弟、及兄弟之妻、有罪、相為容隠、部曲奴婢、為主隠、皆勿論。即漏露其事、及謫語消息、此皆不坐。受雇傭工之人、既于主家同居、又且衣食、俱各仰給。酌古准今、即与昔日部曲無異、理合相容容隠。刑部

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

議得、諸傭工受雇之人、雖与奴婢不同、衣食皆仰於主。徐犯惡逆及損身己身事理、聽從赴訴、其余事不干己、不許評告、亦厚風恤之一端也。

とあり、「傭工受雇之人」とは主家と同居し衣食の支給を受ける者とされており、そのことをもって、主家の惡逆の罪と自己が損身を受けた場合を除いて主家を告訴することが禁じられている。また、『元典章』卷四九・刑部十一・免刺《受雇人盜主物免刺》には、次のような判例が残されている。

大德七年三月 日、江西行省准中書省咨、來咨、江州路申、陳寅子狀招、既自大德四年三月十七日、憑黃仲三作保、与事主吳旺家、受雇使換。不合於大德六年正月至三月、日數不等、偷盜訖雇主吳旺糯米穀一十九石七斗並熟占米二斗、糶与在城不得名隅小王等、共得餉鈔二定十六兩、内劉万四分訖一十八兩外、余鈔寅子入己罪犯、招伏是實。……刑部議得、陳寅子所招、因雇主吳旺、令本賊自行量穀剩米出糶、不曾拘管量數、節次偷搬訖雇主吳旺穀米糶売罪犯、若依常盜、定論刺斷。却緣本賊与雇主、宿食同居、擬合比依奴婢盜売本使財物、減等定論、不追賠贓、免刺、相庇。都省准擬施行。

この事件は、大德四年（1300）三月に黃仲三を牙保として吳旺に雇われた陳寅子が、吳旺の米穀を城市に運んで糶米する際にその一部を盜売したというものであるが、この記事でわれわれの注目を引くのは、刑部が「奴婢盜売本使財物」の例に比附して賠贓と刺配を免じた理由に関する部分である。すなわち、陳寅子が吳旺の米穀を盜売したのは大德六年正月より三月の間であり、雇傭契約を結んでより二年以内に發生した事件であるが、ここではそうした雇傭期間に対する配慮は全く見られず、専ら陳寅子と吳旺が「宿食同居」であるという理由によって常盜とは異なる刑が執行されているのである。『元史』卷一〇四・刑法三《盜賊》には、

諸盜雇主財者、免刺、不追倍贓。盜先雇主財者、同常盜論。

とあって、陳寅子に対する判例は雇傭人一般の主財の盗罪に関する定例となっているが、この法が対象にする雇傭人が主家と同居し衣食の給養を受ける者であったことは、改めて言うまでもないであろう。

以上の宋元代の諸例から帰納すれば、当該期の雇傭人身分は、主家と同居し衣食の給養を受ける者を中核的基礎として定立されていたと推定され、それゆえかかる雇傭人は主家の擬制的家族員として主罪告発の規制や主蔭の適用が計られたものと考えられる。とすれば、先に類型化した雇傭人の中でも、雇傭期間中は主家と同居し主家の経営内に包摂されて生活する第(Ⅲ)類の者こそが、最も雇傭人身分に相応しい存在であったと言わなければならない。

ただし、以上はあくまで雇傭人身分定立の中核的基礎をなすものであって、雇傭人法適用の絶対的条件を意味するものでもとよりあり得ない。雇傭人身分が一つの法的身分である以上、そこに包括される雇傭人の存在形態が一定の多様性を持つのは当然であり、具体的な係争事件の際に上記の点に合致しない者でも雇傭人法の適用を受ける場合はあったであろう。そうした例を、われわれは後に見るはずである。しかし、雇傭人身分の内にそうした存在が含まれていたとしても、それは上述の雇傭人身分定立の基礎を揺がすものではなく、むしろ雇傭人身分は第(Ⅲ)類に属する者を中核的基礎として定立され、その周辺に位置する存在をも包摂すべく予定されていたものと解すべきであろう。

(ii) 雇傭人の具体相

続いて、宋元代の雇傭人身分が第(Ⅲ)類の雇傭人を中核的基礎として定立されていたとする前節の検討結果を承けて、

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

その具体的な雇傭形態と階級的性格について検討しておきたい。

前章に引いた、羅願『鄂州小集』巻五《鄂州到任五事劄子》の第五事に「今世所云奴婢、一概本出良家。或迫饑寒、或遭誘略、因此終身為賤。」と云い、「奴婢」の出自を「饑寒」と「誘略」の二つに求めていたが、「誘略」によって「奴婢」となる者が「終身賤と為る」理由は明白であろう。それは事実上の人身売買だからである。当時「誘略」した者を雇傭形式に仮託して売買していたことは前章で述べたが、こうした売買によって「奴婢」＝雇傭人となる者が少なくなかったことは多くの史料によって確認し得るのであり、一例を挙げれば、袁采『袁氏世範』巻三・治家《買婢妾當詢來歷》に、

買婢妾、既已成契、不可不細詢其所自来。恐有良人子女、為人所誘略。果然則即告之官、不可以婢妾、還引來之人。慮殘其性命也。

とあるごとくである。したがって、まず当時の雇傭人の中には事実上売買された者が含まれていたことが確認されよう。

それでは、「饑寒」によって「奴婢」となる者は、いかなる理由で「終身賤と為る」のであろうか。『鄂州小集』巻五《鄂州到任五事劄子》の第五事には、

在法、雇人為婢、限止十年。其限内轉雇者、年限餽錢、各應通計。

という「婢妾」の雇傭に関する法令を引いているが、転雇の際に年限とともに餽錢をも通計すべしという法令は、それ自体既に雇傭契約の段階で雇価が前払いされていることを前提とするものであって、この法が予定する雇傭とは、人身の賃貸借と実質的には同一であるものの、雇価の前払いを受けて一定期間服役し期限満了とともに解放される勞

働消却質を意味するものであったことが知られよう。『夷堅志』補卷八△鄭主簿▽に、鄭主簿と衡州通判孫某とが呉知閣宅で転雇に出した三人の妾を買いに行つた時のこととして、

其一少艾有楽芸、而価才八十千。其二差不及、而為錢皆四五十万。扣其故曰、少者受雇垂滿、但可補半年、故価値不多。彼二人則在呉宅未久、当立三年券。今須評品議直耳。孫於是以前以六百千併買之。鄭以八十千不多且又美色、姑欲如其說。候相處及期、別与為市、探囊取楮幣付儉、而懷呉氏券与妾婦。孫以万錢為定、候明成約、竟得之。とあり、若く楽芸の有る妾は八十貫、他の二人はそれより劣っていたにも拘らず四・五百貫であったので訳を問うと、若い方の妾は雇傭の満期まで残り半年であったのに対し、他の二人は三年の契約で呉宅に入つて間もなく転雇に出されたからであつたと云う。とすれば、この逸話は、年限は定かではないが、一応価錢の通計が計られた転雇の形態を示すものである。しかし、ここでは元立の雇契に準拠して転雇がなされている訳ではなく、三人の妾が牙儉を介して競売されていることに注目しなければならないであろう。《鄂州到任五事劄子》の第五事には、先掲の「婢妾」に関する法令を引いた後

目今通相循習、皆墮落元雇之由、徑作牙家自売、別起年限、多取価錢、曠閑年深。

とあつて、多くは転雇の際に牙人を介して新たな年限と価錢が立定されていたことが報告されているが、このように雇傭の前払いを受けて服役する雇傭形態Ⅱ労働消却質の場合に、法令を無視した転雇が繰り返されるとすれば、それは形式的には雇傭ではあつても実質的には人身の売買と同一の結果を招くことになるであろう。『清明集』雇賃《売過身子錢》は、そのことを具体例で示している。

阿陳之女、方於前年十一月、雇与鄭万七官者、七年止計旧会二百二十千。十二月便雇与信州牙人徐百二。徐百二

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

隨即雇与鉛山陳二九。身子錢、已增至七百貫矣。纔及六月、陳二九又雇与漆公鎮客人周千二。曾日月之幾何、而価已不啻三倍矣。送通判庁、監限十日足。違限却收売女之罪、勘断銅身取足、庶知倚法欺騙之無所利也。余人放鎖索椎毀。

この書判によれば、阿陳の女は、当初十一月に七年の期限と旧会二百二十貫の雇価で鄭官の下へ雇与されたのであった。もとよりこの雇価は阿陳が前領したものであろう。ところが阿陳は契約に違つて十二月に牙人除百二に女を雇与し、その後阿陳の女は六ヶ月に及ばぬ間に除百二↓陳二九↓周千二と転雇され、陳二九に転雇された段階で身子錢Ⅱ雇価は七百貫に達していたと云う。こうした転雇が繰り返されて新たな価錢が付加されていったとすれば、これは表題の示すような「売過」以外の何ものでもなく、転雇によつて雇傭人の肉体そのものが商品として転売されていたことを示すものに他ならないのである。

以上のように、元来公的形式的には労働消却質であつた雇傭形態が、転雇の際の新たな年限と価錢の立定を通じて事実上売買に結果するものとともに、当時のいわゆる雇傭人の中に少なからず債務奴隸的存在が含まれていたことも指摘されなければならない。陳舜俞『都官集』卷二《厚生二》に、

農不動則穀不富、本不厚則用不節。百畝之家、雖有豐年、美衣鮮、食不幸。穀一不登、無余粟以食、無余布以衣、至有鬻妻子、而償稱債。況其為土著之愁耶。

とあり、妻子を鬻いで債務を償うことが記されているが、後文には、

今夫聖賢、有為使流転傭賃之人、還于土著。

とあつて、これを「流転傭賃之人」と表現している。また、前章に引いた、朱熹『晦庵先生朱文公文集』別集卷九・

公移《戒約上戸体認本軍寛恤小民》には、債務によつて「願充奴婢」される者が見えており、葉適『水心別集』卷二《民事下》に、

小民之無田者、仮田於富人。得田而無以為耕、借貸於富人。歲時有急、求於富人。其甚者、庸為奴婢、歸於富人。とあつて、小民の田無き者は富人より田を仮り、耕種や歳時の費用も富人に依存し、その甚だしき者は「庸われて奴婢と作り、富人に歸す」と言われている。元代においても、『元典章』卷二七・戸部十三・錢債・私債《放粟依鄉原例》に、

至元二十九年十月、御史台咨、……議得、比年以来、水旱相仍、闕食之家、於豪富拳借餘糧、……有一石還至數倍。不能已者、致使貧民准折田宅・典雇兒女備償。

と見えるごとくである。前章でも述べたように、宋元代には債務の弁済に替えて人身を質入れること（帰屬質）は禁止されていたのであるが、『慶元条法事類』卷八十・雜門・出举債負△雜勅▽に、

諸以債負質当人口、虚立人力女、使雇契同、杖一百。

とあるように、当時債務に人身を准折する場合には、人力・女使として雇傭したとする雇契を虚立して法禁を免れることが行なわれていたと考えられ、その結果、「誘略」によつて事実上売買された者とともに、債務に准折されて永代的債務奴隸化（帰屬質）した者もまた人力・女使の中に混在していたと推定されるのである。

ところで、宋元代の法律は債務に人身を准折することは禁じていたものの、一般に、一定の期限を付して人身を質入し、期限満了時に元本を返済して人質を贖回する利質形態までも禁止してはいかなかった。⁽⁵⁾ 両者の相違は、前者が債務の弁済に替えて人身を永代的に引き渡す帰屬質であるのに対し、後者は一定の期限を付して人身を質入し、その

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

労務をもって利息に充当するともに期限満了時に元本の弁済によって人質が解放されるという点にあったと考えられる。こうした利質形態が許されていた結果、宋元代の雇・傭等の語で表わされる関係には、公的承認を得たものだけでなく、(A)一定の年月毎に雇価の支払いを受ける人身の賃貸借、(B)経済的效果は(A)と同様であるものの、雇価の前払いを受けて服役し期限満了時に解放される労働消却質、(C)雇価(元本)の前払いを受ける点では(B)と同一であるが、期限満了時に元本の返済が人質解放の条件となる利質、この三形態が含まれていたことになる。元代の史料に典雇と称するのは、多く(C)の形態を指している。そこで、以下に(C)の形態について検討しよう。

王珪『華陽集』卷三八《太常少卿直昭文館知鄭州寇公墓誌銘》に、北宋中期の人、寇平が京東転運使の時のこととして、

先是、流民以男女傭于富室者、遇歲豐、欲贖之、不可得。公勅其部中、愁取以還其家。

とあり、『長編』卷一一・明道二年(1032)十二月己未条に、

上封者言、比詔、淮南民饑、有以男女雇人者、官為贖還之。今民間不敢雇傭人、而貧者或無以自處。望聽其便。從之。

とある例は、いずれも贖回を必要とする利質形態であり、それを傭・雇・雇傭の語で表わしている例証である。宋代にこの利質形態が公認されていたことは上引の『長編』の記事によっても知られるが、『元典章』卷五七・刑部十九・諸禁・禁典僱《典僱妻妾》に、

元貞元年二月、行御史台准御史台咨、……河南道按察司副使王朝列呈、体知、兩浙良民、因值飲食、將親生男女得価。雖稱過房乞養、実与貨売无異、將來腹裏、転売為駟使、父子離散。擬合禁治。送戸部議擬得、除吳越之

風、典妻、僱子、成俗久矣、前代未嘗禁止。況遇飢饉之年、骨肉安能相保。実与中原礼教不同。

とあり、「吳越」すなわち両浙地方では典雇が盛んに行なわれており、宋代にはそれを禁止していなかったという報告によっても確認されよう。しかし、この典雇は往々贖回されずに帰属質化する傾向を示し、それゆえ元代ではいくつかの規制を加えるに至る。陳元靚『事林広記』（和刻本）壬集卷九・至元雜令《典雇身役》に、

諸良人典雇身、不得過五年。若限内重立文約、增加年月者、價錢不追、仍聽出離。或依元立年限、准尅已役月日、轉典雇者聽。其典身限滿、无可贖者、折庸出離。或典數口内、有身死者、除其死者一分之価。

とあり、(1)良民の典雇の最大期限は五年とすること、(2)期限内に重ねて期限延長の契約を立てた場合には、その典雇価は典雇主に返済する必要はなく、典雇者は解放されるべきこと、(3)轉典雇の場合は、前典雇主の下で服役した年月と新典雇主の下での服役年月とを通算したものが、元立の年限——三年なら三年——と一致すべきこと、(4)典雇期限が満了しても贖回し得ない者は勞務をもって元典雇価を消却すべきこと、(5)同一の債務を負う典雇者複数のうちで死亡する者があれば、債務を典雇者數に等分して死亡した者の分は返済の必要がないこと、以上が規定されている。しかしながら、こうした規定は遵守されず、多くの者は帰属質化していた。王惲『秋澗先生大全文集』卷八四・烏台筆補・論列事狀《為典雇身良人限滿折庸事狀》に、

切見、在都貧難小民、或因事故、往往於有力之家、典身為隸。如長春一宮、約三十余人、元約已滿、無可償主。

致有父子夫婦、出限數年、身執賤役、不能出離。又有親生男女、詭名典嫁、其實貨^(売)□。此又大傷風化。其不可長。とあり、典雇した者が期限満了後も後贖回し得ずに帰属質化していることが記されており、続いて、

其典雇身人、如元限已滿、無財可贖者、今後合無照依旧例、令限外為始、以日折庸、准算元錢、使之出離。其身

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

故者、除其死者一分之佃。至於願求衣食者聽外、拋典嫁不実者、乞敵行禁止。

とあって、旧例——至元雜令を再度援用すべく要請されていることから、典雇が現実には多く帰属質化していたことが窺われるのである。また、ここには「至於願求衣食者聽」とあって、自ら衣食を求めて帰属質化を望む者が存在したことが知られるが、『元史』卷一六三《張德輝伝》に、

世祖即位、起德輝為河東南北路宣撫使。……兵後孱民、多依庇豪右、及有以身傭藉衣食、歲久掩為家奴。悉遣還之為民。

と見えるような、「身傭を以って衣食を藉り」る者とは、自身典雇した者（＝投靠）であらう。⁽⁸⁾「歳久掩為家奴」とは、そうした者が帰属質化したことを示すものと思われる。

元代にはまた、原則として妻妾女子の典雇は禁止する方針がとられていた。『元史』卷一六四・刑法二《戸婚》に、諸以女子典雇於人、及典雇人之子女者、並禁止之。若已典雇、願以婚嫁之礼為妻妾者聽。諸受錢典雇妻妾者禁。其夫婦同雇、而不相離者聽。

とあるのがそれを示す。しかし、ここには已に典雇した者を「婚嫁之礼」をもって妻妾となす場合は禁止の限りではないとされているが、この例外規定が、過房・乞養とともに女子典雇の抜道となっていたのである。⁽⁹⁾前掲の『秋澗先生大全文集』に、「有親生男女、詭名典嫁、其実貨□。」と見えるのはその一端を物語るものであるが、『歴代名臣奏議』卷六七・治道・元成宗大德七年鄭介夫上奏《言厚俗六事》に、

父子夫婦、綱常之大者。今鬻子休妻、視同犬豕。雖有抑良買休之条例、而転売者、則易其名曰過房、実為驅口。受財者、則易其名曰聘礼、実為餽錢。

とあり、同前《資国有常科史無敢侮一》に、

婚姻聘財、明有官庶高下折鈔之例^⑩。而今之嫁女者、重要財錢、与估壳軀口無異。

とあって、過房や「婚嫁之礼」に仮託して事実上の売買が行なわれていたことが知られる。ここには典雇の語が見えてはいないが、無期限ないし終身の典雇が人身の売買と同一であることは、改めて言うまでもないであろう。なお、

『元典章』卷五七・刑部十九・諸禁・禁典僱《典僱男女》には、

至元三十一年五月、行御史台准御史台咨、近拠監察御史呈、近蒙差遣江西、追問公事除外、切見、北方諸色目人等、或因仕宦、或作商賈、或軍人応役、久居江淮、迤南地面、与新附人民、既相習熟、……亦有照依本俗典雇之例、聊与餽錢、誘致収養、才到迤北。实是貨壳作駝、是使无辜良民、永陷厮役、无所赴愬。……若論江淮之民、典雇男女、習以成俗。止就南方、自相典雇、終作良人。權令彼中貧民、從本俗法可也。……憲台准呈。

とあり、江淮地方——旧南宋領のすべてを指すものであらう——男女の典雇は「本俗法」に従って公認されていたのであって、『元史』刑法志に見える女子典雇の禁令が全国一律に施行されたのではない点にも注意しなければならない。

さて、以上累説したところから、宋元代の第Ⅲ類に属する者の雇傭形態を総括すれば、およそ次のように言えるであろう。当該期の雇傭形態には、公的承認を得たものだけでも、人身の質貸借、労働消却質、利質の三形態が含まれており、それらはいずれも雇・傭等の語で表現され、特に利質形態は元代では多く典雇と称されていた。そして、残存する史料による限り、当該期の雇傭形態は労働消却質と利質が大勢を占めており、南宋・元代には利質形態が盛行していたと推定される。しかし、公的形式的には上述のような雇傭ではあっても、現実のいわゆる雇傭人の中には誘略によりまた違法な転雇によって事実上売買された者が少なからず存在し、更に債務に准折されて債務奴隸化した者や

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

利質形態で贖回されないまま永代的債務奴隷化（帰属化）した者も多かったと考えられる。したがって、かかる存在を史料の示す雇・傭等の語によって雇傭人（Ⅱ人身の賃貸借）とのみ一律に規定することには、多大の躊躇を感じざるを得ないのである。それでは、かかる雇傭人身分の者には、いかなる歴史的 성격が与えられるべきであろうか。

前節で述べたように、第Ⅲ類の雇傭人は主家と同居した衣食の給養を受ける者を典型例とし、それゆえに主家の擬制的家族員と看做される存在であった。彼等が擬制的家族員とされていたということは、当然のことに雇主の家父長的支配下に置かれていたことを意味するのであるが、その内実がいかなるものであったかは、『新編事文類要啓割青錢』外集卷十一・公私必用《雇小厮契式》によってある程度窺うことができる。この雇契の雛形は、およそ南宋末・元初の形式を伝えているものと思われる。¹¹⁾

ム郷某里姓 某

右某有親生男子名某、年幾歲。今因時年荒歉、不能供贍、情願投得某人保委、將本男雇与ム里ム人宅、充為小厮三年。当三面言、議斷每年得工雇鈔若干貫文。其鈔当已預先借訖幾貫、所有余鈔、候在年月滿日、結算請領。自男某計工之後、須用小心伏事、听候使令、不敢違慢仇对无礼、及与外人通同、搬盜本宅財貨什物、將身閃走等事。如有此色、且保人並自知当、甘伏陪還不詞。或男某在宅、向後恐有一切不虞、並是天之命也、且某即无他說。今恐仁理難憑、故立此為用。謹契。

年 月 日 父 姓 ム 号 契

保人姓 某 号

この雇契は、男某を三年間小厮として雇与するという想定の下に書かれているが、かかる書式が「公私必用」と題し

て日用百科全書の中に収録されている以上は、当時における典型的な雇傭（人身質貸借ないし労働消却質）の契約書式であったと考えられる。ここには雇傭の支払い方法を除いて、すべて雇傭人側の片務的な義務が強調されていることがまず注目される。すなわち、雇与された男某は「小心を用って事に伏し、使令に听候し、敢えて違慢忤対して礼無からず」として雇主に對する服役義務が記され、最後には「向後恐らくは一切の不慮有るも、並て是れ天の命なり、且つ某即ち他説無し」として雇傭人の生命の保障すら放棄させられているのである。この点に関連して、袁采『袁氏世範』卷三・治家《待奴僕当寬恕》に、

奴僕、小人就役於人者。……又性多忘、囑之以事、全不記憶。又性多執、所見不是、自以為是。又性多狠、輕於應對、不識分守。所以雇主於使令之際、常多叱咄。其為不改、其言愈弁、雇主愈不能平。於是箠楚加之、或失手而至於死亡者有矣。

とあるのは、上掲の契約書式の中で何故に雇傭人の生命の保障すら放棄せしめられていたかの一端を物語るものであろう。袁采はここで、当時の「奴僕」が雇主の使令通りに服役せず、箠楚を受けて死亡する場合のあったことを報告しているのである。⁽¹²⁾またここで、「奴僕」の中に雇主への応対を軽んじ「分守」を識らない者があると言われているが、これが「主僕之分」であろう。『清明集』争業類《繆漸三戸訴祖產業》には、次のような一節が見えている。

發拳之家、雖許用幹人、然互爭田產、不齎分閔簿書、却難以幹人推托。游邦係是繆康仲幹人、与詞首繆友舉、自有同閔主僕之分。不応在庭不孫抗対其主。若不懲治、押下地頭、必致強横生事、無由絶詞。游邦先勸杖六十。

この事件の背景は、繆昭の三子漸、煥、洪が父の祖業を長子漸の名義で登録していたが、兄弟三人が死亡の後に、七戸に分析した子孫の間に租税負担と田産分割をめぐる争いが生じ、それが法廷に持込まれたというものである。こ

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

の記事によれば、繆康仲の幹人游邦は主人の代理として出廷した際に、詞首繆友皐——繆康仲の従兄弟——との間に「主僕の分」があるにも拘らず⁽¹³⁾「不孫にも抗拒」したという理由で、杖六十に処せられている。宋代の幹人の殆んどは雇傭人身分の者であるが、⁽¹⁴⁾ここでは主家と幹人との間には「主僕の分」があると明言されており、また、その「主僕の分」とは主家に対する応接の仕方にも及ぶ内容を持っていたのである。更に、ここで「主僕の分」の侵犯が法的な科罰対象とされていることが示すように、「主僕の分」という主家と「奴僕」間の社会的ないし身分的秩序が、公権力による権力的強制をも伴うものであった点に注目しなければならない。同様のことは、陳著『本堂先生文集』卷五四《申兩浙轉運司乞牒紹興府并牒全府復回受魏彭猷嵎県已没入県学養士田産并根究魏彭状》にも見えている。父子二代にわたって張鼎尉の幹人であった魏彭は、自己の田産を主家に詭寄して税役を避免し、また張鼎尉に妻として与えられた「婢」を離別する等の行為によって張鼎尉の幹人蔣升到訴えられたのであるが、この事件を審理した陳著は次のように述べている。

魏彭自有不可逃之罪者三。僕犯主怒、惟有靜守。今則輒先般動、以啓主疑、是為背主。僕受主訴、惟当和解。今則買使旁譟、以撓正事、是為抗主。此一可罪也。小人得妻、不啻足矣。主家以婢妻之、当相守以老。衣食稍充、眼空便別、遂為阿蔣反目、至曖昧奸情。此二可罪也。

ここでは、魏彭が主人の怒を買って訴えられた際に逆に抗拒したこと、および衣食が豊かになると主人に与えられた妻と離別したことが逃がるべからざる罪として科罰対象とされているが、かかる行為もまた「主僕の分」の侵犯となっていたのである。そのことは、陳著がこの事件を審理するに当って、別の箇所「某書注主之訴僕、名分為先、財物為末」と述べていることから窺えよう。

以上のように、第Ⅲ類の雇傭人身分の者は、主家に対する日常的な応接の面に至るまで強度の家父長的な身分的隷屬下に置かれ、両者の間には「主僕の分」があるものとされていた。しかも、「主僕の分」の侵犯は単に主人による私刑だけでなく、公権力による法的な科罰対象ともなっていたのである。こうした家父長的な支配とともに、第Ⅲ類の雇傭人の多くが事実上の売買や債務奴隷化によって服役した者であり、また主人によって転売されるがごとき存在であったことを考え併せるならば、かかる存在の階級的な性格は家父長制的家内奴隷の範疇で考えられるべきものであろうと思われる。¹⁵そして第Ⅲ類の雇傭人身分にある者の多くが、公的形式的には雇傭人ではあれ階級的には家父長的支配下に置かれた家内奴隷であったとするならば、仁井田氏が想定されたような奴隷労働から雇傭労働への変化が雇傭人身分の形成を齎したものとは言えず、また宋代の地主直營地内の労働力も、奴隷労働と雇傭労働の併存としてでなく、その殆んどが奴隷労働によって占められていたと考えねばならないであろう。更に、羅願『鄂州小集』巻五《鄂州到任五事劄子》の第五事に見たように、現実に売買されて服役した者ですら雇傭人身分の者として把握されていたことからすれば、『長編』巻五四・咸平六年四月癸酉条で宋の三代皇帝真宗が「今之僮使、本傭雇良民」と述べているのは、「僮使」という奴隷的存在は事実関係において、「本来良民を傭雇したもの」であると言うよりは、むしろ「本来良民を傭雇したもの」でなければならず、国家権力の側では「本来良民を傭雇したもの」として把握するという権力側の志向を表明したものと考えられるのである。

したがって、宋代において雇傭人身分が形成されてくるのは、現実に良民相互間の階層分化によって析出された奴隷的な私的隷屬民の存在を、宋朝権力が体制的に容認したものに他ならず、かかる存在を国家権力がその支配秩序の中に「雇傭された良民」として位置づけた結果であると言えよう。すなわち、一定の構成的比重を占めて存在する良

民の中の奴隸的存在こそが、宋初より形成された雇傭人身分の基盤となっていたと考えられるのである。

(iii) 清律上の雇傭人と佃戸

宋元代の雇傭人には、既述のように、日傭から終身の服役に至るものまで、また自己の経営の再生産を維持・補完する性格のものから主家の経営内に包摂されて家内奴隸的性格を示すものまで、多様な存在形態が見られたが、当該期における雇傭人身分は、この中でも主家と同居し衣食の給養を受ける者を中核的基礎として定立されたものであった。

かかる雇傭人の法的身分は、明清律の中にも雇工律として継承されたのであるが、既に仁井田陞・重田徳両氏によって指摘されているように、この雇傭人の法的身分規定は、明末万暦年間より清初にかけて一連の改修が加えられることになる。この改修過程にはいくつかの興味ある内容が含まれているが、総じて言えば、この改修過程は雇傭人の具体的存在形態ないし雇傭年限や犯罪の種類等に基づいて適用法を区別するという技術的性格が濃厚であって、必ずしも雇傭人の法的地位の変化に直結し得ない面を持っている。例えば、『明律集解附例』卷二十・刑律・鬪毆《奴婢毆家長》の万暦十六年（1588）正月の新題例は、

今後官民之家、凡情工作之人、立有文券議有年限者、以雇工論。止是短雇月日、受值不多者、依凡論。其財買義男、如恩養年久、配有室家者、照例同子孫論。如恩養未久、不曾配合者、士庶之家、依雇工人論、縉紳之家、比照奴婢律論。

というものである。⁽¹⁸⁾ここでは、(1)雇傭契約を立てあるいは年限を議定している者＝長工は雇工律、(2)短雇で雇傭の少

ない者は凡人律、(3)「財買の義男」すなわち事実上の人身売買によって義男とされた者のうち、(3)'長期にわたって主家の給養を受け妻帯せしめられた者は子孫と同じく論じ、(3)''給養を受けること短く未だ妻帯せしめられていない者は、士庶の家では雇工律で、縉紳の家では奴婢律に比附して論じることと定められている。これを宋元代の雇傭人身分と比較すれば、(1)と(2)に本質的な差異はない。ただ、事実上の人身売買によって服役した者は、宋元代には多く、雇傭人法の対象となっていたのであるが、「財買義男」は(3)'・(3)''に見られるように「給養」・「配合」と「士庶之家」・「縉紳之家」という条件の組合わせによって適用法が異なっているという変化がある。しかし、この変化は何ら質的な変化ではない。なぜなら、明代には、人身売買等によって服役した者を義男・義女として申告することが広汎に行なわれていたとされており、⁽¹⁹⁾法的形式からすれば「財買義男」は乞養ないし過房であって雇傭ではないからである。また、例えば、『慶元条法事類』卷八十・雜門・旁照法《鬪訟勅》に、

諸義子孫、毆祖父母父母者、加凡人三等、尊長及異居期親尊長、加凡人一等。

とあるように、宋代においても義子孫の親族に対する犯罪は雇傭人法とは区別されていたのであって、事実上の人身売買によって服役した者の中でも義子孫となった者は雇傭人身分の者ではなかったのである。先に売買によって服役した者は「多く」雇傭人身分であったと述べたのは、この点を考慮してのことである。したがって、法的形式の面からすれば、(3)の規定は上引の『慶元条法事類』の規定に系譜的に連なるものと考えるべきであろう。

清代の条例の改修過程についても、万曆十六年の新題例と同様に、雇傭人の法的地位の変化というよりはその存在形態や契約形式、また犯罪の種類等に応じて適用法を細分して規定するといった技術的改革の側面を指摘し得るのであるが、⁽²⁰⁾ここでは各々の条例を検討することは避けて、仁井田陞氏によって指摘された清律における雇傭人Ⅱ雇工と

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

佃戸の地位上昇という点に問題を限定して、若干の私見を述べておきたい。

仁井田氏が、清代法における佃戸および生産部門を担当する雇傭人の地位上昇——「主僕の分」の否定——を示すとされた論拠は、次掲の『大清律令按語』巻五九・刑律・闘毆《奴婢毆家長》の乾隆五三年(1788)続纂条例である。

(A) 凡官民之家、除典当家人隸身長随、仍照定例治罪外、(B) 如係车夫厨役水火夫轿夫及一切打襖受雇服役人等、平日起居、不敢与共、飲食不敢与同、並不敢爾我相稱、素有主僕名分者、無論其有無文契年限、均以雇工論。(C) 若農民佃戸雇倩耕種工作之人、並店舖小郎之類、平日共坐共食、彼此平等相稱、不為使換服役、素無主僕名分者、亦無論其有無文契年限、俱依凡人科斷。

仁井田氏は、この条例を解説して、

人質又は質物奉行人、或は長隨の類については所定の法を適用するほか、車夫・厨役・水火夫・轿夫その他の雑役に従うもの——ともに生産部門の直接の担当者ではない——など、平素、主人と共に飲食せず同坐(同列)せず対等の称呼を用いず、もと主僕の名分のあるものについては、契約書や年限の有無にかかわらず等しく雇工をもって論ずる。これに対して、もし農民、佃戸(農奴)、雇倩耕種工作之人(雇農・傭工)、ならびに店舖小郎の類のように——生産部門の直接の担当者が多い——、平素、地主や雇主などとともに坐し、ともに食い、対等の称呼を使用し、もと主僕の名分ないものについては、契約書や年限のあるしにかかわらず、雇工人の法の適用はなく、一般人の法を用いる。(傍点、仁井田氏)

と述べておられる⁽²⁴⁾。これに対して、重田氏はこの条例に至る一連の雇工律(刑律・闘毆)の改修過程を検討され、その結果、かつて「主僕の分」のあった「雇倩耕種工作之人」がここで雇工律から凡人律へ上昇したのではなく、「雇

傭耕種工作之人」とは、この時期に支配的な雇工労働の形態となった日傭・短工を指すものであり、そうした日傭・短工の場合には、現実に「主僕の分」といった身分差は慣行的に存在しないということを法的に確認・準拠させたものであると指摘されたのであった。²²⁾

いま問題を雇工に限定して言えば、この条例をめぐる両氏の解釈は、同じく雇工でありながら、(B)の部分の車夫・厨役以下の雇工が「主僕の名分」あるものとして雇工律の適用を受けるのに対して、(C)の部分の「傭傭耕種工作之人」は「主僕の名分」なきものとして凡人律の適用を受けるのはなぜか、という疑問を共通の前提とするものであった。この疑問に対して、仁井田氏は、明中期以降雇農や傭工が社会的地位を上昇させたという点をふまえて、前者は非生産部門の担当者であり後者は雇農や手工業の傭工といった生産部門の担当者であるとしていわば職種による区分と考えられたのに対し、重田氏は、雇工労働の存在形態としてこの時期に日傭・短工形態が支配的になったという想定に基づいて、前者は長工であり後者は日傭・短工であるとして雇傭形態ないし雇傭期間による区分という解答を与えられたのである。したがって、両氏はこの条例の条文自体の解釈についてはほぼ共通の理解を示されつつも、そこから一歩進んで、条例制定の背後にある社会的基盤の認識において相異なる結論を導き出されたと言うことができよう。

ところで、筆者の抱く疑問は、そうした明清代における雇工の社会的地位や存在形態上の変化といった点にあるのではなく、この条例を解釈する際の両氏の前提——車夫・厨役以下の雇工と「傭傭耕種工作之人」との対比——そのものが誤っていたのではないかという点にある。すなわち、両氏ともに(C)の部分を、農民、佃戸、傭傭耕種工作之人、並びに店舗小郎之類、と各々独立した存在が並記されていると理解され、それゆえ佃戸および「傭傭耕種工作之人」はここで「主僕の名分」がないとされているという解釈を導き出されたのであったが、この部分は、「農民佃戸の耕

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

種工作に雇傭せられるの人、並びに店舗小郎の類云々」と読まれるべきではなからうか。というのは、農民・佃戸が「雇傭耕種工作之人」とともに「主僕の名分」なきものの具体例として引き合いに出されたものとすれば、佃戸以下は現実に地主・雇主との間に「主僕の名分」や年限・文契の有無が問題となり得る関係を指定できるものの、農民——重田氏の言われたように「自作農」と考えてよいであろう——の場合に、果していかなる理由で「主僕の名分」や文契・年限の有無が問題となるのか甚だ不可解なことにならざるを得ないからである。そのことはまた、この統纂条例が制定される際の按文に、

所有奏准、服役雇工与雇傭平民、分別平素有無主僕名分、案例定擬之処、応請纂輯、以資引用。

とあって、この条例が、「服役の雇工と雇傭の平民」とを「平素主僕の名分有りや無しや」によって分別したものと云われているように、農民や佃戸ではなくあくまで雇傭関係にある者に対する規定であるという点からも裏付けられるであろう。したがって、(C)の部分は、「農民や佃戸の耕種や工作に雇われた者、並びに店舗小郎の類の者で、平素（雇主と）共坐共食し、互いに平等に呼び合い、使換服役をなさず、素とより主僕の名分の無い者の場合は、雇傭契約書や年限の有無に拘らず凡人律を適用する」という意味に解釈されることになる。

さて、乾隆五三年の統纂条例が以上のように解釈されるべきものとすれば、仁井田氏が説かれたようにこの条例に至って地主と佃戸の間に「主僕の名分」がないと法律上規定されたとは言えず、また雇農や傭工さらに短雇の者は「主僕の名分」がないということを直接示すものでもなく、条文自体による限りは、農民や佃戸が耕種・工作に雇われた場合には、通常雇主との間に「主僕の名分」といった身分差は存在せず、それゆえ凡人律が適用されるということが示されているにすぎないのである。ただ、農民や佃戸が雇農となりまた傭工となったとしても、自己の農業経営を維持し

つづいけば兼業的形態をとる場合には、大率短工形態になるであろうことは当然予想されるのであり、「農民佃戸雇傭耕種工作之人」が「主僕の名分」なき者の例として引かれているのはそうしたケースが想定されているのではないかと思われる。重田氏が検討されたように、短工が凡人扱いされるのは万暦十六年の新題例以来の一貫した原則となっており、また本稿で検討したようにその点は宋元代においても同様であったからである。

なお、最後に注意しなければならないのは、この条例が農民や佃戸が耕種・工作に雇われた場合のすべてについて凡人律の適用を規定したものではなく、あくまで平日共坐共食し互いに平等に呼び合う等の「主僕の名分」がない者の場合という限定を付している点であって、重田氏が、「主僕の名分」は「地主」佃戸関係の中で、形成される可能性もあった」と言われたのと同じく、雇主・雇傭人関係の中でも「主僕の名分」が形成される可能性はあったであろう。そうした点も含めて、いわゆる雇傭労働の研究にはなお多くの課題が残されていると思われる。

注

- (1) 人力という語は、仁井田陞『中国法制史研究^{土地法}取引法』(一九六〇年、東京大学出版会)六五七～七三七頁(所掲のペリオ・スタイン両文献中に見えるが、ここでは「労働力」とでも言うべき意味に用いられている。こうした用例は宋代にも見えるが、それがやがて雇傭人身分の者を指称する用語にも転用されるようになったのであろう。また、女使とは「僮僕」を女性名詞化したものである。なお、元初にも、陳元靚『事林広記』(和刻本)集卷九《権豪達礙》に人力が見えている。

- (2) 『新編事文類要啓劄青錢』外集卷十一・公私必用《雇脚夫

契式》・《雇船隻契式》、および『新編事文類聚啓劄青錢』卷十・雜題門・公私必用《雇脚夫契式》・《雇船隻契式》、また陳元靚『事林広記』(和刻本)庚集卷七《雇夫》には、荷物の運送に従事する請負業者が見えているが、かかる存在も一種の雇傭人に違ひはない、しかし、本稿では請負形態は分析の対象から除外した。

- (3) 仁井田陞『中国法制史研究^{土地法}取引法』(同注(1))取引法第三部第十章第五節「雇傭文書」は、スタイン・ペリオ両敦煌文献中の雇傭文書を分析・総括して、

敦煌文献で知るかぎりでは雇傭期間は一年をこえるものはない

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

い。給料（雇傭）には麦粟、その他、春衣などが支払われるが、麦粟の給与は月ごとであるのが原則である。勞務懈怠罰（罰穀）に見るように、雇傭人は厳しい条件の下で隸屬労働に従うこととなる。農具が雇主から与えられているところを見ると、その労働は農耕労働が主であつたであろう。

と述べている。この形態は本稿で言う第(III)類に近いが、宋代史料の中から第(III)類で一年以内の雇傭を見出すのは甚だ稀である。また後述するように、第(III)類の雇傭人は多く雇傭の前払いを受けていた。

(4) 草野靖「宋代奴婢妾問題の一斑」(『青山博士古稀記念宋代史論叢』所収、一九七四年、省心書房)に豊富な事例が引かれている。

(5) 仁井田陞『唐宋法律文書の研究』(一九三七年、東方文化学院東京研究所)第二篇第四章第十節「人質文書」では、唐宋時代に良民の質入が禁止されていたと言われており、そうした主張は氏の著作の随処に見られるが、そこで示された論拠はいずれも債務に人身を准折する帰屬質を禁じたものばかりである。氏は前掲書の中で人身の担保に人質を元利消却質、利質、帰屬質に分類された上でなお「唐宋時代……良人を担保の目的物とすることを禁じていた」(三七六頁)と言われているが、とするならば、雇傭の前払いを受けて服役する宋代の雇傭に元利消却質も禁じられていたことになろう。ここには明らかに論理

的な混乱があるように思われる。

なお、宋代に利質形態が公認されていたことは後述するところによつて明らかにするはずであるが、草驥『錢塘韋先生文集』卷十七・伝《阮女伝》には、「阮女、余杭人也。家素貧賤、粥質、為趙氏之婢」とあつて粥質された阮女が、自分の股肉を割いて主母に供し、主母の病を治したことを載せた後、

惜夫姦事不聞於朝廷、不得束帛斛粟為之獎以堅阮女之志、且使天下之為僕妾者、知亦可以為善人也、然而不有得於彼、而有得於此者。余為之作伝。

と記して阮女を推奨している。仮りに阮女が違法に粥質された者であれば、「惜夫姦事不聞於朝廷」といったことはあり得ないと思われる。

(6) 仁井田氏注(3)著書・取引法第七章第五節「人質」では、この至元雜令を逐条的に解説しているが、本稿とは二・三の点で解釈が異なる。特に、氏は元代では良人は自身典雇し得たのみであると言われるが、それは誤解である。そのことは本文の(5)の解説および次掲の『秋澗先生大全文集』によつて明らかであり、また『新編事文類聚啓 青錢』卷十・雜題門に《公私必用》と題して《典雇男子書式》が収録されていることによつても裏付けられよう。

(7) 『元典章』の至元八年(1271)以前の日付を持つ案牘に「旧例」とあるものが金の泰和律を指すことは、阿部健夫「元史刑

法志と『元律』との關係に就いて」(一九三一年、『元代史の研究』所収、一九七二年、創文社)の注(11)に指摘がある。

この点は泰和令乃至元雜令についても同様であろう。因みに、『元史』卷一六七《王惲伝》及び『秋潤先生大全文集』からして、上掲の上奏がなされたのは、至元五年から同九年の間であつたと推定される。

なお、仁井田氏は注(3) 著書六二六八頁において、『新編事文類聚啓劄青錢』卷十・雜題門・公私必用《典雇男子書式》に典雇期限が記されない点をいかに解釈するか苦慮しておられるが、本書式は元末明初期のものであり、至元雜令は至元八年十一月に循用が禁止されていることからして、至元雜令の典雇期限五年という規定は、至元八年十一月以降撤廃されたものではなからうか。本書が「公私必用」と題して《典雇男子書式》を掲げている以上は、当時の合法的形式を備えていたと考えられる。

(8) 尹洙『河南先生文集』卷二《原刑》に

夫南畝之民、儲一歲之備者、十鮮一二。其次種錢富室、出倍称之息。其次質產入租、交為人傭、下乃驅徙他郡。

とあり、『夷堅支志』丁卷十《江友掃廟》に、「鄱陽市人江友、以庸力自給、一生不娶妻。老而強健、負担不衰。淳熙十六年、正年八十、始捨故業、捐身為中堂奴」と見え、また『夷堅支志』戊卷一《万寿寺門子》に、「福州万寿寺、紹興初、有一獠子自

饒充守門之役」とあり、更に『永樂大典』卷一九七八二《義濟局》所収の『武陵統志』に、至元癸巳(1293)の常德路總管府推官薛友諒の上言として

湖右郡縣、地瘠民繁。貧窘之人、率多就傭富室、甘任厮役之責者、饑寒使之而然也。宜令所屬司畧富實主戶、遇各家佃戶闕食、隨即借貸、無令饑餓。

とある例もまた、売身ないし投靠によつて服役した者であろう。なお、草野靖「宋代民田の佃作形態」(日本女子大学「史艸」十、一九六九年)五五頁に最後の例を引いて、「富室に就傭し、甘んじて厮役の責に任ずる者」を佃戸と解しておられるが、これは饑寒によつて「富室に就傭」することにならないよう地主は佃戸に借貸せよをいう意味の文章である。

(9) 『新編事文類聚啓劄青錢』外集卷十一・公私必用《雇女子書式》、『新編事文類聚啓劄青錢』卷十・雜題門・公私必用《典雇女子書式》のいずれもが「婚嫁之礼」をもつて女子を妾とする形式を伝えているのは、上掲の禁令のためであろう。

(10) 「官庶高下折鈔之例」とは、『元典章』卷十八・戸部四・婚姻・婚礼《嫁娶聘財体例》に、至元八年(1271)の聖旨として、

品官、一品二品五百貫、三品四百貫、四品五品三百貫、六品七品二百貫、八品九品一百二十貫、庶人、上戸一百貫、中戸五十貫、下戸二十貫。

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

とあるものを指す。

- (11) 周藤吉之「『新編事文類要啓削青錢』の成立年代とその中の契約證書との関係」(『唐宋社会経済史研究』所収、一九六五年、東京大学出版会) 参照。

- (12) ここではなお、「婢僕」の自殺という場合も考慮せねばならないであろう。袁采『袁氏世範』卷三・治家《教治婢僕有時》に

婢僕有過、既已鞭撻、而呼喚使令、辞色如常、則無他事。蓋小人受杖、方内懷怨、而主人怒不之积、恐有輕生而自残者。

とあり、『婢僕横逆宜詳審』に「婢僕、有無故而自經者……」とあり、また『婢僕得土人最善』に「蓄奴婢、惟本土人最善……」或有不理自残、既有親屬明其事、因公私又有質證。」と見えるごとくである。更に、

黄幹『黄勉齋先生文集』卷七《禁約頑民誣賴勝文》には、本府諸県公事、多有頑民自縊自刎、以誣賴人者……至於佃戶地客、少欠租課、主家不可不需索、人家奴僕、或有小過、主家不可不懲戒、亦輒行誣賴。此風豈可長哉。

とあつて、自殺によつて主家に殺人の罪を着せる者も見られた。

- (13) 『慶元条法事類』卷八十・雜門・旁照法《名例勸》に、

諸於人力女使佃客称主者、謂同居應有財分者。称女使者、乳母同所乳之子孫及其婦、不用此例。

とあるように、人力・女使・佃客から主と称するのは同居同財

者すべてを指す。

- (14) 袁采『袁氏世範』卷三・治家《淳謹幹人可付託》に、幹人有管庫者、須常謹其書簿、審其見存。幹人有管穀米者、須嚴其簿書、謹其管餉。……蓋中產之家、日費之計、猶難支吾。況受傭於人。其飢寒之計、豈能周足。中人乏性、目見可欲、其心必亂。況下愚之人。見酒食声色之美、安得不動其心。

とあり、孟元老『東京夢華錄』卷三《雇覓人力》に、凡雇覓人力幹、当人酒食作匠之類、各有行老供雇。覓女使、即有引至牙人。

とあるように、幹人は雇傭された者である。なお、周藤吉之「宋代莊園の管理——特に幹人を中心として——」(一九四八年、『中国土地制度史研究』所収、一九五四年、東京大学出版会) 参照。

(15) かかる存在の家内労働や農業労働また生活の具体相については、丹喬二「宋代の地主・奴僕」関係」(『東洋学報』五三・三・四、一九七一年) によつて明らかにされている。

- (16) 仁井田陞「中国の農奴・雇傭人の法身分の形成と変質——主僕の分について——」(一九五六年、『中国法制史研究』農奴法 家族村落法) 所収、一九六二年、東京大学出版会)。

(17) 重田徳「清律における雇工と佃戸——「主僕の分」をめぐる一考察——」(一九七一年、『清代社会経済史研究』所収、一九七五年、岩波書店)。

(18) この新題例は『明実録』巻一九四・万曆十六年正月庚戌条にも見え、内容はほぼ同一であるが、最後の「比照奴婢論」の部分に『明実録』では「以奴婢論」と作る。ここでは、「財買義男」は奴婢身分の者ではないのであるから、『明律集解附例』をとるべきであろう。なぜなら、「財買義男」が奴婢身分であつたとすれば、「士庶之家」か「縉紳之家」かを問わずまた妻帯せしめられてゐるか否かに拘らず、「以奴婢論」となればならないからである。

(19) 小山正明「明末清初の大土地所有——とくに江南デルタ地帯を中心にして——」(『史学雑誌』六六―十二・六七―一、一九五七・八年)、同氏「明代の大土地所有と奴婢」(『東洋文化研究所紀要』六二、一九七二年)参照。

(20) この改修過程は雇工律だけでなく奴婢律にも及んでおり、この点については、小山正明氏の研究(注(19)後者の論文)がある。ただし、氏が犯罪等による奴婢身分と明代の大土地所有下の義男・「奴婢」の法的身分を同一視されている点には疑問がある。氏は万曆十六年の新題例が制定される直接の契機となつた都察院左都御史吳時來等の上奏(『明実録』万曆十五年十月丁卯条)に、「律称、庶民之家不許存養奴婢。盖功臣家方給賞奴婢、庶民当自服勤劳、故不得存養。有犯者皆称雇工人。」とあることから、庶民が「実際には雇工人と称して奴婢を保有し」ていたとされ、また先の新題例(Ⅱ『明実録』万曆十六年

正月庚戌条)を、「公的形式的には功臣にのみ許されていた奴婢保有を郷紳にも認める」ものと解しておられる(一〇五―六頁)が、実際に庶民・郷紳に保有されていたのは新題例の規定が示すように雇工と義男であつて、新題例の規定からすれば義男は奴婢身分の者ではないと言わねばならない。

そもそも、明代に売身等による「奴婢」を義男として擬制的家族員とするのは、良民の売買と庶民の奴婢保有——奴婢のみならず、吳時來等が「庶民当自勤勞」と言うように他人労働の保有と解すべきであろう——が禁止されていた結果、義子孫という合法的法形式に仮託して人身売買が行なわれていたためである。氏はこの点を「奴婢が主家の戸籍に入れられ擬制的家族員として義男とされるのは、主家の婚姻支配と給養とが家長の子孫に対する関係に擬制化されて把えられたからである」(一一三―四頁)と説明されるが、これは論理の転倒であつて、婚姻支配と給養の結果「奴婢」が義男とされたのではなく、義男として主家の戸籍に入れられた結果として婚姻支配や給養が行なわれたと考えるべきであろう。更に売身・投靠によつて服役した者が義男・義婦として擬制的家族員とされるのは、かかる原因によつて良民は奴婢身分に転化しないということをも物語るものである。

ところで、犯罪等による奴婢と売身等による「奴婢」とが法的に違質の存在であり、且つ良民は売買によつては奴婢身分に

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

転化しないとする認識は清初にも存在していた。沈之奇『大清律輯注』（『大清律集解附例』・康熙五十四年刊）卷二十・刑律闕殿《良賤相殿》に、

奴婢乃有罪緣坐之人、給付功臣之家者也。常人之家、不当有奴婢。按、祖父壳子孫為奴婢者、問罪、給親完聚、是無罪良人、雖祖父、亦不得壳子孫為賤也。由此觀之、常人服役者、但必有雇工、而不得有奴婢。故今之為壳身文契者、皆不書為奴婢、而曰義男義女、亦猶不得為奴婢之意也。然今問刑衙門、凡壳身与士民之家者、概以奴婢論、不復計此矣。

とあるのがそれを示す。しかし、壳身によつて服役した義男・義女が現実には奴婢と同等に扱われているという報告からすれば、かかる存在は清代には奴婢身分に再編成されたと見るべきであろうか。小山氏の引かれた『大清律例按語』卷五九・刑律・闕殿《奴婢殿家長》乾隆五年の条例には、

凡漢人家生奴僕、印契所買奴僕、併雍正五年以前白契所買、及投靠養育年久、或婢女招配生子息者、俱係家奴。世世子孫、永遠服役、婚配俱由家主。

とあり、漢人の家生の奴僕や契買の奴僕等は「家奴」として永代的に服従すべきものと規定されている。しかしながら、『刑案匯覽』卷三九・刑律・闕殿・奴婢殿家長《莊頭殿死壯丁駁照凡關科斷》（乾隆十三年・直隸省）の一節に、

漢人之投靠、養育招配婢女者、大率孤苦無依之人。饑寒既迫、

身命難全、因而甘身投靠。而為之主者、以自有之資財、恤他人之凍餒、又復完其配偶、作為室家。此蒙恩義、一絲一粟、

尺屬解推、緣情定主僕、皎然矣。

とあり、投靠した者が主人との間に、「主僕之分」が生ずるのは、「恩義」を蒙ったからであると云う。この「恩義」とは、小山氏が論証されたように給養と家族の構成を意味するが、かかる「奴僕」は先に乾隆五年条例で「家奴」と表現されていたように、犯罪等によつて良民身分を剝奪された奴婢とは異なつて、主家との関係においてのみ奴婢律が援用される存在であり、第三者に対しては奴婢身分の者とは異なる法的身分関係を有したと推定されるのである。

右の推定が説得力を得るためには、なお多くの点で論証を必要とするが、かかる推定に基づくことによつて、万暦年間以降の一連の雇工律・奴婢律の改修が、雇工律によつて規制されていた私的隷属民の法的身分を、実態に即して細分規定してゆく過程であつたことがより豊かに認識されるであろうし、また当該期の奴変の荷つた身分解放闘争が、国家に対する反権力闘争としてではなく、主家に対する階級闘争として闘われたことの意味が正しく理解されるであらうと思われる。

(21) 仁井田氏注(16)論文一七九―一八〇頁。

(22) 重田氏注(17)論文。

三、佃僕・地客と佃戸

前章で述べたように、いわゆる雇傭人の中でも主家と同居し衣食の給養を受ける者は、法律的にも実態面でも主家に対する強度の身分的隷属下に置かれ、それゆえ「奴婢」・「奴僕」等の賤称をもつて史料上に現われてくるのであったが、ここでは、同じく「僕」と呼ばれつつも佃戸的形態を示す佃僕ないし田僕と地客について検討を加えておきたい。また、佃僕・地客との関連で佃戸についても若干の私見を述べることにする。

佃僕・地客については、周藤吉之氏が「宋代では一般農民の佃戸になるものがあると共に、奴隷が佃僕となり、佃僕が佃戸へと移り、或は奴隷が地客に移って行くこともあった」と指摘されたの⁽¹⁾に対し、宮崎市定氏は佃僕が佃戸の雅称であつて佃僕と佃戸とは同一であると批判を加えられている。同様の批判は草野靖氏からも提出されており、氏は「奴」・「僕」等の語は他人の使役に従う者という程度の呼称であつて奴隷・農奴に比定すべきではないと言われている⁽³⁾。その後丹喬二氏は「夷堅志などでは田僕は『僕』とも呼ばれ佃戸と厳密に区別されており、それ独自の内容をもつと考えられるので、やはり田僕は『奴僕』（奴婢ないし雇傭人——筆者注）であり、彼等のある者が事実上の佃戸に成長していったものであらう」として、周藤氏に近い見解を示しておられる⁽⁴⁾。以上の研究史から見て、宮崎・草野両氏が「奴」・「僕」等の用語は必ずしも奴隷を意味しないとして周藤氏を批判された点は、確かに周藤氏の一面的理解——氏は史料上の「奴」・「僕」を奴僕身分に等置する——を突いたものと評価されよう。前述のように、宋代の史料上の「奴婢」の殆んどは奴婢身分を意味しないからである。しかしながら、宮崎・草野両氏の批判は主と

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

して「奴」・「僕」等の字義用法の面からなされたもので、佃僕の法的身分や具体的存在形態に即したのではなく、その点説得力に乏しいように思われる。また、丹氏の佃僕とは「奴僕」身分の者が佃戸へ成長してゆく過程にあるものとする説についても、周藤氏と同じくその「成長」の過程が十分論証されているわけではなく、佃僕および地客についてはなお検討すべき課題が残されていると言えよう。

なお、周藤氏は佃僕と地客を近似した存在と推定しておられるが、恐らく両者は同一実体の異称ではないかと思われる。というのは、洪邁『夷堅志』・『容齋三筆』、袁采『袁氏世範』等には佃僕・田僕が多く見えるものの地客がわずかに一例しか現われず、一方、地客に言及する朱熹『晦庵先生朱文公文集』、黄榦『黄勉齋先生文集』、および『清明集』の中の范応鈴の書判等には佃僕が見当たらないというように、同一個人の手になる著作には佃僕と地客とが殆んど併出しないという関係が見られるからである。したがって、佃僕と地客とはほぼ同一の実体を地方的慣習によって別個に呼び習わしていたものと推定される。

(i) 佃僕・地客の出自

まず、佃僕・地客がどのようにして佃戸の形態に移行するかを検討しよう。

既に数例を引用したように、南宋の人、袁采の『袁氏世範』卷三・治家には「婢僕」に関する多くの項目が立てられており、当時の官僚・地主層の経営内に占める「婢僕」労働の比重が決して小さくなかったことを推測せしめるのであるが、その中に《婢僕当令飽煖》と題して次のように見えている。

士大夫有云、蓄婢不厭多、教之紡績、則足以衣其身。蓄僕不厭多、教之耕種、則足以飽其腹。大抵小民、有力足以辨衣食、而力無所施、則不能以自活、故就役於人。為富家者、能推惻隱之心、蓄養婢僕、乃以其力還養其身、某德至大矣。

袁采はここで、「……蓄僕は多きを厭わず、これをして耕種せしむれば、則ち其の腹を飽かすに足る」という当時の士大夫の言を引き、自活し得ない小民を「婢僕」として蓄養することが富家の役割であり「徳」であると論じているが、ここで「婢僕」の蓄養が積極的に奨励されていることから窺えるように、当時少なからぬ「奴僕」が農業労働に従事していた。そのことは、既に周藤・丹西氏によって明らかにされているが、そこで注目されるのは、丹氏によつて、農業面における「奴僕」労働の場は、ほゞ一〜二頃を上限とする地主直営地内に限定され、それ以外の地主所有地は佃作に出されていたという指摘がなされている点である。すなわち、宋代の地主直営地が一〜二頃という比較的小規模のものであったとすれば、多量に蓄養され且つ農業労働に従事する「奴僕」の中でも、地主直営地を耕作する「奴僕」は一定数に限定されざるを得ないことになる。とするならば、ここに、直営地以外の出租地を耕作する「奴僕」、すなわち佃戸的形態をとる「奴僕」の存在が想定されなければならないのであるが、果してこうした想定は史料裏付けを持ち得るであらうか。

同じく『袁氏世範』卷三・治家《婢僕得土人最善》に、

蓄奴婢、惟本土人最善。惟或有病患、則可責其親屬為之扶持。或有非理自殘、既有親屬明其事、因公私又有質證。或有婢妾無夫子兄弟可依、僕隸無家可歸、念其有勞、不可不養者、當令預經隣保自言、併陳於官、或預与之挾其配、婢使之嫁、僕使之娶。皆可絕他日意外之患也。

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

とあり、「婢妾」の依るべき夫子兄弟のない者と「僕隸」の帰すべき家のない者で、給養せざるを得ない者については、その旨を隣保・官司に自陳せしめ、あるいは隣保・官司とともに「婢妾」・「僕隸」の婚姻を行うべきことを述べているが、当時主家による「婢」・「僕」の婚配が広汎に取行なわれていたであろうことは、同書卷三・治家《雇女使年満当送還》に、次のように報告されていることによって明らかとなる。

以人之妻為婢、年満而送還其夫。以人之女為婢、年満送還其父母。以他郷之人為婢、年満而送還其郷。此風俗最近厚者。浙東士大夫多行之、有不還其夫、而擅嫁他人。有不還其父母、而擅与嫁人。皆興訟之端。況有不恤其離親戚去郷土、役之終身、無夫無子、死為無依之鬼。豈不甚可憐哉。

すなわち、浙東の士大夫は多く他人の妻女や他郷の人を「婢」・「女使」としながら、雇傭期限が満ちても放還せず意のままに他人に嫁がせていた。袁采はそうした行為を戒めつつも、より戒むべきこととして女使を終身役使して「無夫無子」の状態にしている点を挙げており、身寄りのない「婢僕」の婚配は主家の当為としても要請されていたことが知られよう。しかも、袁采自身が前掲の《婢僕当令飽煖》において「婢僕」の供給源が自活しえない小民であったことを明示しており、前章の検討結果に照しても「夫子兄弟の依るべき無く」・「家の帰すべき無し」とされる「婢僕」が少くなかったであろうことは、容易に推測されるのである。また、前章所引の陳著『本堂先生文集』巻五四《申兩浙轉運司乞牒紹興府并牒全府復回受魏彭猷嵎県已没入県学養士田産并根究魏彭状》には、幹人魏彭がその主人たる張鼎尉によつて「婢」を妻帯せしめられたことが見えていたが、これも主家によつて「奴僕」の婚配が取行なわれたことの例証となるものである。

こうして、主家によつて妻帯せしめられた「奴僕」こそは、先に想定したところの地主の出租地を耕作する佃戸

的「奴僕」であつたと考えられる。『袁氏世範』卷三・治家《佃僕不宜私仮借》に、

佃僕婦女等、有於人家婦女小兒処、称莫令家長知、而欲重息以生借錢穀、及欲借貸物、以濟急者。皆是有心脱漏、必無還意。

とあつて佃僕が見えているが、この佃僕が單なる佃戸の雅称でないことは、この記事の直前に《存恤佃客》と題する一項が設けられており、佃僕と佃客とが區別して記録されていることよつて明らかである。そして、この佃僕は「佃僕の婦女等」とあるように自己の家族を有しており、また主家と貸借關係を結んでいることが示すように主家とは區別された自己の經營を持つ者であつて、この佃僕が主家によつて妻帯せしめられ、田土を与えられて自立せしめられた佃戸的「奴僕」であることはほゞ疑いがないと思われる。

以上は、南宋浙東地方の例を専ら採『袁氏世範』に依拠して検討したのであるが、⁽⁷⁾なお注意しなければならないのは、史料上の佃僕・田僕が必ずしもすべて佃戸の形態をとる者を指すとは限らないという点である。そのことは既に周藤・丹氏の指摘があるが、⁽⁸⁾特に丹氏が「野菜畑を耕す『奴僕』は、特に園僕・圃僕・圃老・園夫・園丁・畦丁・圃人・灌園之僕・園官・畦僕などとも呼ばれていた」と述べておられることからして、元来、佃僕・田僕とは「奴僕」の労働の場が田土であつたことに由来する呼称であらう。とはいへ、佃戸の形態を示す佃僕・田僕のいずれもが家族を有するという点で共通した側面を見せていることに注意されなければならない。例えば、洪邁『夷堅支志』庚卷一《黄解元田僕》に、

斬春県大同郷人黄元功、富室也。佃僕張甲、受田於七十里外查梨山下。紹興初、無疾而死。体未全冷、妻已治棺。三日不忍斂、但泣守其側。

室元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

とあり、主家より七十里離れた查梨山の下に田を受けた佃僕張甲は妻帯しており、主家への距離からして佃戸的形態をとっていたものと思われる。なお、『受田』という表現は、元来黄元功の「奴僕」であった張甲が、田土を与えられて自立せしめられたものであったことを示唆するように思われる。また、洪邁『容齋三筆』卷十六《多赦長惡》に、夔州富人盧教授、以刻核起家。因至田僕之居、為僕父子四人所執、投質杵臼、搗碎其軀為肉泥。既鞠治成獄、而遇己酉赦恩、獲免至復。登盧氏之門、笑侮之曰、助教何下莊收穀。とあり、この田僕もまた自己の家族を有していた。

もとより、こうした佃戸的形態を示す佃僕・田僕のすべてが主家によって家族を構成されたものではなく、その点は後述するが、ここで指摘しておきたいのは、「奴僕」は主家によって妻帯せしめられることを契機として田土を与えられ、佃戸的形態に移行したのではないかという点である。『清明集』別宅子《無證拋》は、この点に関して興味ある事例を提供している。

饒操無子、養庶申以為子。儻果有庶出之親子、不自撫育、併母逐去、以嫁其僕李三、非人情也。今李三之子李五謂、母懷孕而出、以嫁李三。自陳婦宗、何所拋而然也。準法、諸別宅之子、其父死而無證拋者、官司不許受理。李五生於李三之家、年踰二十。父未嘗以為子、其無證拋也大矣。李三饒操之僕也。二十年間住來饒操家、不知其幾必敵主僕之分。欲為子者、果如是乎。拋李五所供、謂、是生母之出、母実逐之。理固有此。第母死十年之後、饒操身故。十年之久、非一朝夕。饒操胡為一併棄逐。初母死而不持母之喪、今父死而欲分父之業。夫豈可行。越年二十、明居李三之家、而陰為饒操之子。天下豈有無父之國哉。……李五勘杖一百、編管隣州。李三本是饒操地客、押出界。有詞決配。

この書判は南宋中期の人、范応鈴の判に係るものであり、范応鈴が撫州崇仁県の知県の時のものと思われる。⁹⁾ この事件は、饒操死亡の後に饒操の地客である李三の子李五が、自分の生母は饒操の子（李五）を懐孕して李三に嫁いだのであるから、自分は饒操の庶出の親子であり帰宗して饒操の家業を分受すべき者であると訴え出たことに端を発したものであるが、ここで注目されるのは、第一に李五が饒操の庶出の親子であるか否かが問題となつていのように、また李五が、生母は母（饒操の妻）が逐い出したと供述しているように、李五の生母は元來饒操の「婢妾」であつて主家によつてその「僕」李三に嫁がしめられたものであつたこと、第二に、李三は「三十年間饒操の家に往来す」と云われているように饒操の地客となつて二十年を経ているが、李五もまた「年二十を踰ゆ」と云われており、したがつて、饒操の「僕」李三は饒操の「婢妾」との婚姻成立時より間もなく地客へと移行したものであつたこと、この二点である。以上の二点からすれば、饒操の「僕」李三は主家によつてその「婢妾」と婚配せしめられたことを契機として、田土を与えられ自立せしめられたものと考えられよう。とするならば、先に『袁氏世範』によつて推定したような、主家によつて妻帯せしめられた「奴僕」が佃僕へと上昇するというケースは、ここで具体例をもつて明示されたことになる。

以上によつて、地主の下に蓄養せられた「奴僕」のうち、主家によつて家族を構成された者が佃僕・地客として佃戸的形態へ上昇したことがほぼ確認されたと思われる。このように「奴僕」の婚姻が主家によつて取行なわれるのは、前章で述べたように、「奴僕」は雇傭人が擬制的家族員として主家の家父長的支配下に置かれていたことによるものと言えよう。

ところで、佃僕・地客の出自は、必ずしも主家によつて家族を構成せられた「奴僕」にのみ求められるべきもので

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

はない。『宋会要』食貨六九・逃移・開禧元年（1205）六月二十五日条の、夔州路運判范蓀の上言の一節に、

凡借錢物者、止憑文約交還、不許抑勒以為地客。

とあり、錢物を借りた場合には文約に従って錢物は錢物で交還し、錢主が債主を強制的に地客にしてはならないと要請されているが、これは債務に准折されて地客となる者が存したことを示している。前述のように、宋元代の雇傭人の中には債務に准折された者が少なからず存在していたのであるが、その中にはこの記事が示すように地客とされた者もあったのであろう。また、『宋史』卷三三三《朱壽隆伝》に、

歲惡、民移。壽隆諭大姓富室、畜為田僕。拳貸立息、官為置籍索之。貧富交利。

とあり、流民が大姓富室に収養されて田僕となっている。この田僕が単なる「奴僕」でなかったことは、彼等が大姓富室と貸借関係を結んでおり、官司が籍を置いてその債務の徴収を保証していることから明らかであって、この田僕は流民が家族ぐるみ収養されて佃戸的形態をとつたものと思われる。『永樂大典』卷二二六三所引の洪邁『夷堅支』《西湖》に、

樂平新進鄉農、民陳五、為翟氏田僕。每以暇時、受他人庸雇、負擔遠適。紹熙四年春、在家病疫死。胸臆尚暖、家未忍瘞。越三晝夜、奮而起說、初死時、覺魂從腦門出、見本身臥床上。妻兒叫哭、作声相呼、更無応者。

と見えるのは、農民——「自作農」か——が田僕となる例である。陳五はもとより自己の家屋と妻子を持っており、暇時に他人の庸雇を受けて荷物の運送をしていたとあるので、恐らく佃戸的形態をとっていたものと思われる。また、この田僕が佃戸の雅称でないことは、丹氏が指摘されたように『夷堅志』の中で田僕・佃僕と佃戸が区別されていることから明らかである。

このように、小農民等が没落して地客・田僕となる際には、債務による地客化の場合はいうまでもなく、まずもつて人身の雇契ないし典契等が立てられていたと思われる。石介『徂徠集』巻八《録微者言》に、

郷野有不占田之民、借人之牛、受人之土、傭而耕者、謂之客戸。

とあるが、この客戸は佃戸的形態をとっていたと推定され、それを「傭われて耕す者」と表現しているのは上述の点を示すものであろう。また、『夷堅乙志』巻二十《徐三為冥卒》に

湖州烏程界潯溪村民徐三者、紹興十五年七月中暴死、四日而蘇。……後七年至秀州魏塘、為方氏傭耕。又七年、以負租穀不能償、泛舟遁歸其郷。過太湖、全家溺死。

とあり、方氏の傭耕となった徐三は租穀を滞納しているが、徐三が単なる雇傭人となったのであればこうした事態は生じないはずであつて、徐三は雇契ないし典契によつて方氏に服役し佃戸的形態をとつていたものと解すべきであらう。そして「過太湖、全家溺死」とあるように、徐三が家族を有していた点にも注目される。

以上は小農民等が佃僕・地客へと下降するケースであるが、こうした小農民等は佃僕・地客として佃戸的形態をとる以前に既に自らの家族を有する者であつたと推定され、それゆえに何らかの原因によつて地主の下に収養された場合にも、地主の側では直ちに田土を与えて定着せしめ得たものであらう。この点は、「奴僕」が主家によつて家族を構成せられることを契機として佃僕・地客へと上昇するケースと揆を一にしているのである。

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

(ii) 佃僕・地客の法的身分

続いて、佃僕・地客の法的身分について検討を加えておきたい。

宋元代には、人力・女使等のいわゆる雇傭人法とともに佃客に関する法が制定されており、両者はともに対主家との関係において常人よりは従属的地位に置かれてはいたものの、例えば『慶元条法事類』巻八十・雜門・諸色犯姦《雜勅》に、

諸人力姦主、品家之家姦、未成配千里、強者斬、未成配広南。民庶之家、加凡人三等、配五百里、未成配隣州、強者絞、未成配三千里。

諸旧人力姦主者、品官之家、加凡姦二等……即佃客姦主、各加二等以上。

と規定されているように、同一犯罪について見れば佃客は人力よりも法的に上位に置かれていたのである。ところで、前章の検討結果によれば、雇傭人身分定立の基礎は、契約によって主家に服役し主家の経営内に包摂されて衣食の給養を受けるという点に求められたのであったが、佃僕・地客は元来雇傭ないし典契によって服役した者とはいえ、自己の家族と経営を有し且つ主家に租課を納めるという点で雇傭人身分定立の基礎とは大きくかけ離れた存在であり、むしろその存在形態からすれば佃客と同一の性格を示しているのである⁽¹⁰⁾。したがって、ここで改めて佃僕・地客の法的身分が問われねばならないが、この問題は、別言すれば、雇傭人法と佃客法の適用は、基本的に対象となる者の存在形態に基づくものかあるいは主家との契約形式——雇契・典契か租契か——によって区別されるものかという点に

関わると言えよう。⁽¹¹⁾

さて、朱熹『晦庵先生朱文公文集』別集卷九・公移△取会管下都分富家及闕食之家▽に、糶米・糶米数を調査するための状式が掲げられているが、その一節に、

一、富家有米可糶者幾家、除逐家口食支用・供贍地客外、有米幾石可糶 郷例糶数、(各)開客戸姓名米数 併佃客地客姓名。

一、富家無余米可糶者計幾家、而僅能自給、其地客佃客不闕、仍各開戸姓「名」(欠) 并佃客地客姓名。

一、中産僅能自足、而未能盡贍其佃客地客者計幾家 開戸名、取見佃客地客姓名・所闕之数。

と見えるように、佃客と地客は区別して記されている。このように両者を異なる存在として区別する認識は、いかなる点に根拠をもつのであろうか。黄榦『黄勉齋先生文集』卷七△禁約頑民誣賴榜文▽には、

至於佃戸地客、少欠租課、主家不可不需索。人家奴僕、或有小過、主家不可不懲戒。

と見えて、佃戸と地客はともに租課を納める者として並記され、両者は「人家の奴僕」とは区別されている。しかしながら、同じく租課を納めるという点で同一の存在形態を示す佃戸・地客を敢えて並記し区別するのは、租佃する、という点以外の面で、両者が異なる、とする認識が当時存在していたことを示すものでなければならない。この点について、『清明集』争業類〈陳五訴鄧楫白奪南原田不還錢〉(范応鈴の判)は興味ある素材を提供していると考えられるので、長文ではあるが以下に掲げておこう。

陳世榮、紹興年間、將住屋出売与鄧念二名志明。志明有四子。其地係第四子鄧謀受分。鄧謀於淳熙十一年、復將売与長位鄧演。明載有火客陳五居住。陳五乃陳世榮之孫。鄧演諸子又各分析、離為三四。多係陳五贖回。但内鄧楫一分、未嘗退贖。見得、陳五猶是鄧楫地客、且当元陳世榮既作売契。倘非業主情願、無可強令收贖之理。去冬、

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

方燦出売土名唱歌堆晚田四畝。田在陳五門前。其主鄧楫託陳五、作新婦吳二姑收買、往往欲為寄稅之計。其後陳五、自以田在本人之門便於耕作、託曾小三致懇、憑鄧四六寫契、就以本人南原祖業田、兩相貿易。陳五立契、正行出売。鄧楫亦立約付陳五、俾照方燦田為業。陳五與曾小三鄧四六、送獄供對、各已招伏分明。今陳五不以方燦田自鄧楫戸入己為業、却以南原田入鄧楫戸。為無價錢貿易田產、於法雖不許、然彼此各立売契、互有價錢。憑此投印、亦可行使。陳五與鄧楫、自有主僕之分。往往久欲併贖鄧楫一分住居、而鄧楫不從。因此交易遽昏賴。可見姦橫。李洪與陳五、即無相干。初狀到官、乃作李洪名字、故入勾加、教唆詞訟、尤為無賴。李洪陳五、各勘杖一百。其田各照元立契管業。余人並放。

この事件の概要は、陳五が、自己の所有する南原の田と鄧楫が方燦より購入した田とを各々契約を立てて交換した際に、南原の田は鄧楫の戸へ過割（登記替え）しながら鄧楫の田は自分の戸へ過割せず、李洪を教唆し李洪の名でもって鄧楫は南原の田を買ったにも拘らず價錢を支払わないと訴え出たというものであるが、ここでの問題は、この事件を審理した范応鈴が、「陳五猶是鄧楫地客」と述べ、陳五と鄧楫とは「自有主僕之分」と断定した根拠はどこに求められるかという点にある。

そこでこの事件に到る背景を探ると、第一に、陳世榮が鄧志明に売したのは住屋だけでなく屋基やそれに付随する土地をも含んでいた可能性が指摘できるであろう。そのことは鄧志明の四子に家産分割が行なわれた際に、「其地係第四子鄧謀受分」と記されており、それが鄧謀と鄧演と受け継がれ、やがて鄧演の諸子が分析した段階で多くは陳五によって贖回され、贖回されずに残っているのは鄧楫一分の住居だけであると言われていることによって確認される。そして、陳世榮が恰も住屋だけを出売したかのごとく記録されているのは、「（陳五）往往久しく鄧楫一分の住

居を併贖せんと欲するも、而るに鄧楫従わず」とあるように、住居の贖回をめぐる陳五と鄧楫の確執がこの事件を惹起した主因であったためと推定される。第二に注目されるのは、淳熙十一年に鄧謀が自己の受分を鄧演に売却した際の売契に、火客陳五がその住屋に居住していることが明記されていたという点である。陳世榮が住屋を売却した「紹興年間」を最後の紹興三十二年(1162)と仮定しても、淳熙十一年(1184)まで二十二年、この事件の発生時は嘉定年間(1208～1224)の後半期と推定されるので、淳熙十一年より数えておよそ三十年を経過しているのであるが、少くとも淳熙十一年の時点では陳五は鄧家の火客⁽¹²⁾地客⁽¹³⁾であったことがここで判明する。陳世榮が住屋までも売却した背景には余程の困窮があったものと推測され、恐らく陳五は「紹興年間」より淳熙十一年の間に祖父陳世榮ないし陳五の父親によって鄧家の地客として服役せしめられたものである。それがやがて「南原祖業田」等を元手に経営を拡大し、この時点では陳世榮が売却した住屋等のうち贖回されずに残っているのは鄧楫所有の住屋だけという状態で回復していたものと思われる。注目すべき第三点は、この時点で陳五が鄧楫の地客としてその田土の耕作に従事しているという客観的事実がないということである。⁽¹⁴⁾そのことは、范応鈴が審理の過程で導き出した二つの結論、すなわち陳五が依然として鄧楫の地客であることと陳世榮は住屋を売契で売却したことが、いずれも三十年～六十年以前の証拠文書(売契)の調査によって得られたものであることによって示されている。そのことはまた、調査の結果として「見得、陳五猶是鄧楫地客」と表現されていることによっても裏付けられよう。

以上の三点からすれば、范応鈴が陳五は依然として鄧楫の地客であり両者には「主僕之分」があると断定した根拠は、淳熙十一年に鄧謀より鄧演に渡された売契に「火客陳五の居住」が記されており、その売契がこの時点で鄧楫の手元に保存されていたという点に求めるより他ないであろう。とするならば、地客の法的身分はその存在形態によっ

て定められるべき性格のものではなく、存在形態の如何に拘らず確定されているものでなければならぬ。もしも陳五がかつて鄧家の佃客であつたと仮定した場合、逃亡等の例は別として、既に佃客としての実体も租契も失なわれていたとすれば、陳五は依然として鄧家の佃客であるといった裁定が下され得たとは考え難いであらう。なぜなら『慶元条法事類』等の法律上に現われる雇傭人身分の者の呼称は、「人力」・「女使」というように直接その存在形態を示さないのに対して、佃客身分の者は「佃客」として存在形態に密着した呼称で現われるからであり、主家の田土を租佃しない佃客というものを法的に措定することは不可能だからである。したがって、現実の存在形態の如何を問わず「火客陳五」という売契上の語句によって鄧楫と陳五との身分關係が確定されることからすれば、地客の法的身分が人力・女使等と同じく雇傭人身分であつたことは疑いなくと思われるのである。そのことは、鄧楫と地客陳五との間に「主僕の分」ありと言われることによって裏付けられると思われる。なぜなら、宋代の地主と租契によって結ばれる佃戸との間には、従來說かれてきたような「主僕の分」はなかつたと考えられるからである。この点は次節で述べよう。また、ここには陳五の雇契ないし典契が見当らず、それが当初より存在しなかつたかあるいは遺失されたものか不明であるが、陳五の場合既に雇傭人身分を脱したとする事実（（16）贖身）も具体的証拠文書も存せず、陳五自身それを十分承知していたゆえに李洪を教唆して詞首たらしめたのであらう。というのは、前章で見たように、元代の雇傭人身分の者は主罪告発が規制されており、宋代では成文法が制定されていたか否かは不明ではあるものの、幹人（（17）雇傭人身分）が主家に抗対することすら「主僕の分」の侵犯として科罰対象とされていたからである。

以上の検討を通じて、佃僕・地客の法的身分はいわゆる雇傭人身分であり、雇傭人身分を脱却したことを示す具体的証拠——直接的には雇契ないし典契の破棄・無効化——を獲得しない限り、その存在形態の如何に拘らず法的には

雇傭人身分が継続されるものであったことが確認されたと思われる。とすれば、先に見たように朱熹や黃榦がほぼ同一の形態を示す佃客・佃戸と地客を並記し區別しているのは、彼等が佃客・佃戸と地客とは主家に対する身分的關係が異なるという認識を抱いていたことを示すものであろうし、そのことは同時に、雇傭人法と佃客法との適用の相違は、当事者の存在形態によってではなく主家との契約形式によって直接的に基礎づけられていたのであろうことも示唆するのである。

(iii) 「主僕に分」と佃戸

前節で検討したように、宋代の佃僕・地客の法的身分はいわゆる雇傭人身分であり、それゆえ主家との間には「主僕に分」があるとされていたのであったが、従来の研究によれば、こうした雇傭人身分の者だけでなく、宋代の地主―佃戸間にもまた「主僕に分」があると言われている。そして、それをどのように評価するかは別として、地主―佃戸間に「主僕に分」があるということ自体は一般に承認されているように思われる。

しかしながら、管見の限りでは、宋代史料の中で「主僕に分」を記録するのは『清明集』に見えるわずか三例にすぎず、それらは既に本稿に引用してあるが、引用順に言えば『繆漸三戸訴祖產業』は主家―幹人間に関わり、『無證拋』・『陳五訴鄧楫白奪南原田不還錢』はともに主家―地客間に関わるものであって、幹人・地客はいずれも雇傭人身分の者である以上、地主と租契によって結ばれる佃戸との間に「主僕に分」ありとする史料は一例も存しないのである。ただ、「主僕に分」とほぼ同一の内実を示すと思われる「上下に分」・「奴主に分」を語る史料がある。そこ

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

で、以下それらについて検討する。

紹興二十七年（1157）より同三十年頃に書かれた、胡宏『五峯集』卷二《与劉信叔書五首》の第五首に、

荆湘之間、有主戸不知愛養客戸。客戸力微、無所赴訴者。往年鄂守莊公綽言於朝、請、買売田土、不得載客戸於契書、聽其自便。朝廷頒行其說。湘人群起、而竊議莫不咎莊公之請。爭客戸之訟、有至十年不決者。……夫客戸依主戸以生、當供其役使、從其約束者也。而客戸或稟性狼悖、不知上下之分。或習學末作、不力耕桑之業。或肆飲博而盜竊、而不聽檢束。或無妻之戸、誘人妻女而逃。或丁口蕃多、衣食有余、稍能買田宅三五畝、出立戸名、便欲脫離主戸而去。凡此五者、主戸訟于官、當為之痛治、不可聽其從便也。

とあり、主戸―客戸間の「上下の分」を説いている。しかし第一に、「主僕の分」が主人と「奴僕」とに特定される身分差であるのに対し、「上下の分」は主僕関係ないしここに言う主客関係に特定されないより一般的且つ広義の身分差を表わすという点に留意されねばならない。そして第二に、ここに見える客戸とは農耕に従事する者を対象としていると考えられるが、そのすべてが租契によって地主と主戸と結ばれている佃戸とは必ずしも言えず、むしろこの客戸の中には少なからぬ佃僕・地客的存在が含まれていると思われる。この書簡が対象とする地域は「荆湘之間」すなわち湖北・湖南方面であり、また田土を売買する際に客戸を契書に載せてともに売買することが記されているが、『元典章』卷五七・刑部十九・禁典僱《禁主戸典売佃戸老小》には次のように見えている。

至元十九年十二月十五日、御史台拋山南湖北道按察司申、准副使楊少中牒、切見、江南富戸、止靠田土、因買田土、方有地客。所謂地客、即係良民。主家科派、其害甚於官司差発。若地客生男、便供奴役、若有女子、便為婢使、或為妻妾。今後合無將前項地客戸計、取勘實數、禁治主家科派、使令地客与無税民戸一体當役、實為官民兩

便。又准分司簽事劉承務牒、峽州路判官史挾善呈、本路管下民戶、輒敢將佃客計其口數立契、或典或売、不立年分、与買売口駟口無異。間有畏公法者、將些小荒遠田地、夾帶佃戶典売、称是隨田佃客、公行立契外、另行私立文約。……又有佃客男女婚姻、主戶常行攔当、需求鈔貫布帛札數、方許成親。其貧寒之人、力有不及、以致男女怨贖失時、淫奔傷俗。卑司參詳、江南主戶佃客極多、此係為例事理。申乞定奪。得此。憲台相度、前項事理、即係亡宋弊政、至今未能改革。南北王民、豈有主戶將佃戶看同奴隸、役使典売。一切差発、皆出佃戶之家。至如男女婚嫁、豈有不由父母、惟聽主戶可否。腹裏並無如此体例。蓋是牧民之官、不為禁約、以致如此。牒宣慰司、具呈行省、詳照禁約施行。

ここに記されている事態は「係亡宋弊政」⁽¹⁵⁾と言われるように南宋代より繼續して見られたものであり、地域も胡宏の書簡とほぼ同じ湖北方面のことである。まずこの記事で注目されるのは、山南湖北道按察副使楊少中が「地客」と言い、峽州路判官史挾善が「佃客」・「佃戸」と述べ、兩者の上申を受けて御史台が「佃戸」と一括して表現している点である。すなわち、地客・佃客・佃戸がここでは通用されているのであって、湖北地方の佃客・佃戸と地客とは同一の実体であったことが知られるのである。そして、この佃戸・地客の実体とは、「因買田土、方有地客」とか「輒敢將佃客計其口數立契、或典或売」とあるように典當・売買されている存在であり、かかる存在の宋代における法的身分は地客、すなわち雇傭人身分であったと考えられる。それゆえ、胡宏の書簡で「上下の分」が強調されている客戸を一律に佃客身分の者と等置することはできず、田土とともに契書に載せて売買されるがとき客戸は、多く雇傭人身分として法的に捉えられていた存在であろうと推定されるのである。

次に、呂祖謙『呂東萊文集』卷七『薛常州墓誌銘』に、薛季宣が乾道八年（1172）知湖州の時のこととして、

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

土俗、小民悍強、甚者数十人為朋、私為約無得輸主戸租。前為政者、或縱與之。公歎曰、郡国幸無事、而風輩頽頽已爾。緩急之際、將何若。取其首惡、黥竄遠方、民始知有奴主之分。

と見え、「奴主の分」が記録されている。この記事に見える小民の悍強なる者は集団で抗租を行っており、佃客身分の者と考えてよいであろう。その限りでは、これは地主―佃戸間の「奴主の分」を記録する唯一の例証である。とはいえ、薛季宣が抗租の首謀者を嚴罰に処した後「民始めて、奴主の分有るを知れり」とあるように、湖州における主佃間の「奴主の分」は、既に身分的規制力を喪失し、また社会通念上も現実的基盤を失っていた点に注目すべきであろう。と同時に、極めて修辭性の高い墓誌銘の中で言われている「奴主の分」をもって、直ちに現実の地主―佃戸間の身分規制が主―奴関係として律せられていたするには多大の躊躇を感じざるをえないのである。⁽¹⁷⁾

以上検討したように、従来地主―佃戸間の「主僕の分」・「上下の分」・「奴主の分」として取扱われてきた史料は、必ずしも地主―佃戸間にそうした主人と奴僕身分の者とはアナロジーされる関係があったことを立証する具体的明証たりえないものであった。それでは、地主―佃戸間の関係はいかなるものとして捉えられていたであろうか。『清明集』墳墓《盜葬》に、佃客、謝五乙兄弟が主家の山地を侵占した事件を記すが、その一節に、

（謝五乙兄弟）亦不復顧主佃名分、輒敢計謀百出、必欲爭占以為己物。

とあり、また、

切縁、謝五乙兄弟、見耕段氏之田、一主一佃、名分曉然。

とあって、地主と佃客との関係は「主佃の名分」として捉えられていたのである。従来この「主佃の名分」は「主僕の分」と同一内容のものと考えられてきたのであるが、地主―佃戸間の「主僕の分」が否定されていた清代において⁽¹⁸⁾

すら、例えば、『大清律令按語』卷五八・刑律・闕段《威力制縛人》乾隆五年條例の按文に、

佃戸雖与奴婢不同、而既有主佃之分、亦与平人有間。

とあるように、地主―佃戸間の「主佃の分」なる身分差が指定されている以上、両者を同一の身分規制と看做すことは許されないであろう。また、朱熹『晦庵先生朱文公文集』卷十四・奏劄《戊申延和奏劄一》には、

臣伏見、近年以来、或以妻殺夫、或以族子殺族父、或以地客殺地主、而有司議刑、卒從流宥之法。夫殺人者不死、傷人者不刑、雖二帝三王、不能以此為治於天下。……凡有獄訟、必先論其尊卑上下長幼親疏之分、而後聽其曲直之辭。凡以下犯上、以卑凌尊者、雖直不宥。其不直者、罪加凡人之坐。其有不幸至於殺傷者、雖有疑慮可憫、而至於奏讞、亦不許輒用擬貸之例。

とあり、妻・族子の夫・族父殺しとともに地客の地主殺害の例をあげて、そうした上下・尊卑に関わる犯罪の場合は直といえども助けず、不直の者は凡人の罪より重くし、殺傷の場合は情狀酌量すべきではないと激越な議論を展開しているが、ここには佃戸が現われていない。前節で見たように、朱熹は佃客と地客を区別して記録する一人であったが、同書卷一〇〇の紹熙三年（1192）二月の《勸農文》には、その佃客と田主の関係を次のように述べている。

佃戸既頼田主給佃生借、以養活家口。田主亦藉佃客耕田納租、以供贍家計。二者相須、方能存立。今仰人戸通相告戒、佃戸不可侵犯田主、田主不可撓虐佃戸。

ここでは、田主と佃戸とは「二者相須ちて方めて能く存立す」る関係にあるものとされており、勸農文という史料的人格にもよるであろうが、先の地主と地客とを上下・尊卑の分あるものと捉える議論とは対蹠的な認識が示されているのである。

以上のように、佃僕・地客は別として、宋代の地主―佃戸間に「主僕之分」・「上下之分」があったとする具体的明証は見出せず、租契によって結ばれる地主と佃戸の間に「主佃の名分」はあるものの「主僕之分」はなかったと考えられる。本稿の冒頭でも述べたように、仁井田陞氏が佃戸の法的身分の変遷を説かれて、それを宋代における「主僕之分」から明代の「長幼の序」へと定式化されたことは周知の事実であるが、本節の以上の考察が認められるとすれば、そうした定式化は再検討されなければならないであろう。

ただし、「主僕之分」のない佃戸とは、本節でも「地主と租契によって結ばれる佃戸」と表現してきたように、法的身分としては佃客法の対象となる佃戸を指すものであって、地主の土地を耕作して租課を納入するという存在形態に即して言えば、佃僕・地客をも「佃戸」と捉えることは決して誤りとは言えないであろう。むしろ、宋代史料に現われる「佃戸」の中には、先に『元典章』卷五七《禁主戸典売佃戸老小》で「地客」と「佃戸」が通用されていたように、少なからぬ佃僕・地客的存在が含まれていると推定されるのであり、したがって、雇傭人身分・佃客身分といった法的身分との関連においてかかる「佃戸」を階級的存在として捉えれば、宋代の「佃戸」は「主僕之分」、ある佃戸と「主佃之分」、ある佃戸とに二大別されることになるであろう。そして、われわれが従来地主―佃戸関係として設定してきたところの佃戸を、法的身分との関連で上述のように捉えることが許されるとするならば、宋代の佃戸をすべて「主僕之分」ある存在と考えることは一面的理解であると言わねばならず、一方、仁井田氏の定式において再検討が必要となるのは、果して宋代の「主僕之分」ある佃戸が、明代に至って法的身分の上でも存在形態の面でも「主佃之分」ある佃戸へと上昇したのか否かという点でなければならぬ。それと同時に、宋代において「主僕之分」ある佃戸と「主佃之分」ある佃戸とがどのような具体的存在形態と比率を示していたのか、また両者はいかなる地域性と

發展方向を持つ存在として位置づけられるべきかという問題、更には「主佃の分」ある佃戸の地主に対する刑法上の不平等規定をどのように理解すべきかという問題も新たに提起されてくるであろう。

こうした問題に答えるためには新たな視角と史料が準備されねばならないが、前述のように、良民相互の階層分化によって析出された私的隷屬民を、宋朝権力が体制的に容認しその支配秩序の中に位置づけることによって雇傭人身分が形成されたこと、また「主僕の分」ある佃戸＝佃僕・地客的存在が依然として雇傭人身分の枠内で把握されていたこと、この二点を前提として、雇傭人身分の形成より約一世紀遅れた十一世紀中期以後に至って佃客身分が形成されてくることを考えるならば、地主との身分的關係が佃僕・地客とは明らかに異なる私的隷屬民としての「主佃の分」ある佃戸が、宋朝権力によって明確に意識されてくるのはこの時期ではなかったかという推測が可能である。また、主佃間の刑法上の不平等規定について言えば、宋元代のごとき不平等規定が明律の中に見出せないということをもつて、直ちに佃戸の社会的地位の上昇を意味すると思われることには少しく疑問がある。宋元代の主佃間の刑法上の不平等規定は、「主佃の分」の法律面における現われと考えられるのであるが、清代においてすら「主佃の分」が問題とされていたとすれば、恐らく明代の主佃關係の中にも「主佃の分」は認め得るはずであって、それが刑法上に顕現化してこないのは、第一に明律が唐律を範として制定されたこと、第二に明代の裁判機構が宋代とは異なっていたことの二点にその原因を求め得るのではないかと思われる。周知のように、明初の民間における十惡・強盜・殺人以外の戸婚・田土・鬪毆等の訴訟案件は、国家によってその裁判権を委譲された里老人によって判決される定めとなっていた。⁽²⁰⁾ この里老人制が具体的にどのように機能していたかについては未解決の問題を含んでいるが、里甲内における裁判権行使の主体が地主層によって占められていたことはほぼ疑いないのであって、とするならば、成文法として地主

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

の佃戸に対する優位性が規定されていなかったとしても、現実の主佃間の係争事件に際して、地主の法律的地位の優位性はより露骨な形で發揮される可能性すらあったと推測されるのである。しかしながら、以上の二点は未だ推測に止まっているのであって、こうした推測が中国における地主—佃戸関係の形成と発展の論理の中でどのように具体化されるべきかは、今後の検討に委ねられなければならない。

注

- (1) 周藤吉之「宋代の佃戸制——奴隸耕作との關聯に於いて——」(一九四八年、『中国土地制度史研究』所収、一九五四年、東京大学出版会) 一七一頁。この見解は宮崎市定氏の批判に答えて、「宋代の佃戸・佃僕・傭人制——特に『宋代の佃戸制』の補正を中心として——」(一九五三年、同前著書所収)の中で改めて主張されている。
- (2) 宮崎市定「宋代以後の土地所有形態」(一九五二年、『アジア史研究・四』所収、一九六四年、東洋史研究会) 一二六頁以下。
- (3) 草野靖「宋代民田の佃作形態」(日本女子大学『史帥』十、一九六九年) 五五頁以下。
- (4) 丹喬二「宋代の地主『奴僕』関係」(『東洋学報』五三—三・四、一九七一年) 九七頁以下。
- (5) 周藤氏注(1)論文、丹氏注(4)論文。
- (6) 元の孔齊『至正直記』卷三『婢不配僕』に、
(11) 元代の租契の雛型は『新編事文類要啓劄青錢』外集卷十一・先人誓不以婢配僕厮。或有僕役忠勤可任者、則別娶婦女以配之。則別配佃客隣人之謹愿者。
とあって、「婢僕」の婚姻に言及している。ここで「婢」と「僕」の婚配が戒められていることは、逆にそれが広汎に行なわれていたことを物語るものであろう。
- (7) 宋代における袁氏の土地経営の形態は不明であるが、以上の推定に基づけば、「奴僕」を用いる地主直営地とともに佃僕による出租地と佃客による出租地の組合わせという形態を想定し得るであらう。
- (8) 周藤氏注(1)論文、丹氏注(4)論文。
- (9) 『宋史』卷一六九『范忠幹傳』、および周藤吉之「古典研究會刊・静嘉堂文庫藏『名公書判清明集』について」(一九六四年、『宋代史研究』所収、一九六九年、東洋文庫) 参照。
- (10) ただ、佃僕・地客の多くは主家の家屋に居住していたと思われる。

公私必用《当何田地約式》に見えて、佃僕・地客もあるいは租佃關係を結ぶに至った段階では租契を主家に入れたかも知れない。ただそうした場合でも、佃僕、地客は、租契のみによつて地主と結ばれる佃客とは違つて、雇契・典契と租契の二つによつて主家と結ばれているわけである。

(12) この事件は、范応鈴が撫州崇仁県の知県の時のことと思われるが、『宋史』卷一六九《范応鈴伝》では何年に知崇仁県であつたか不明である。しかし、『清明集』所収の彼の書判中に記された年代から推定すると、嘉定十年(1217)から十五・六年頃の間であつたと思われる。

(13) 火客と地客がほぼ同一の存在であつたことはこの書判からも知られるが、なお周藤吉之「宋代の佃戸・佃僕・傭人制——特に『宋代の佃戸制』の補正を中心として——」(同注(1))六一九頁を参照。

(14) 周藤氏は注(1)所掲の二つの論文の中にこの書判を引かれ、この時点でも陳五は鄧樸の田を耕作していると解釈しておられるが、それは「地客」という語からの類推にすぎない。

(15) 周藤氏は注(13)論文の六九二頁にこの書判を引いて、「法律上では地客は自己の田をもつていても、主家の田地を耕作している場合には地主と佃戸との間には主僕の分があるとされて、主家を訴えたときには罰せられたのである」(傍点筆者)と言われ、仁井田氏は周藤氏の研究を承けて、佃戸は主人を訴えること

が禁止されていたと断言されている。(『中国法制史研究法と慣習』余録・第三章第二節注(22)、一九六三年)。ただし、兩氏はともに地客と佃戸とを同一の身分的存在と捉えられており、本稿のように身分關係を区別して考えれば、佃戸が地主を訴え得なかつたとする説には大いに疑問がある。この点は次節とも関連するが、まず地客＝雇傭人身分の者の主罪告発を禁止する成文法が存在したか否か不明ではあるものの、本文で述べたように、主家を訴へ出た場合には恐らく「主僕の分」の侵犯として罰せられたと思われる。(ただ上引の陳五の場合は、「主僕の分」の侵犯だけでなく詐欺行為があつた点に注意しなければならぬ)。しかし、佃戸＝佃客身分の者は主罪告発をなし得たと思われる。元の盛如梓『庶齋老学叢談』下巻に、次のような逸話が残されている。

里人周竹坡、守産間居、頗涉獵万冊。為佃客告其私酒。簽庁照条擬罪。公判云、私醢有禁、不沽売者、其罪輕。然告主之罪大。此風不可長。周某杖八十、贖銅。佃者杖一百。聞者快之。

ここに見える「公」とは南宋末の人、馬光祖であるから、これは南宋期の出来事である。さて、地主の私酒を告発した佃客はいかなる理由で罰せられたのであろうか。「告主の罪」といった法禁が存在し、それによつて罰せられたのではないことは明白である。なぜなら、ここでは佃客の告訴によつてまず簽庁が条

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

に、照らして、罪を擬したのであるが、仮りに佃客の主罪告発を禁止した法令が存在したとすれば、この段階で佃客の告訴は棄却されたかあるいは佃客の罪が定められたはずだからである。また当時佃客の告主が他にも行なわれていたことは、馬光祖が「此風不可長」と述べており、佃客が処断された時に「聞者快之」、すなわち地主達が快哉を叫んだという部分から容易に推測されるのである。こうして、佃客の告主を禁ずる法令が存在しなかつたとすれば、馬光祖が「告主の罪は大なり、此の風長ずべからず」として佃客を杖一百に断じたのは、「不応為罪」を援用したと考えるより他ないであろう。（不応為罪については、愛宕松男「封案・析断の制——宋代における執行猶予刑について——」・「二五周年記念東方学論集」一九七二年、参照）。したがって、佃客の告主は法的には可能であつたこと、時にそれが官僚の自由裁量権によつて不応為罪の対象となつたことがここで確認されよう。あるいは、雇傭人身分の者が「主僕の分」の侵犯として罰せられたのも不応為罪の適用ではないかと思われる。ただし、佃客や人力・幹人は主家の詭名挟戸は告訴し得なかつた。『宋会要』食貨六六・役法・紹熙元年（1130）二月二十九日条に、

景珪言……仍令転運提刑提举安撫司、照会所置木櫃。仍造牌二面、其一書召人自陳詭名挟戸、其一書召人告首詭名挟戸。詭名挟戸之家、除人力佃客幹当掠米人、不許告首外、田隣并

受寄人、亦許令擲首、……從之。
とあるのがそれを示す。

なお、黄震『慈溪黄氏日抄分類』卷七八・公移・詞訴約束の《詞訴次第》には、訴訟を受理・審理する順序として士・農・工・商を挙げ、続いて

皆是四民聽狀之後、除軍人日久在州、有事隨說、不須聽狀外、次第方及雜人。如伎術・師巫・游手・末作未作謂非造有用之器者・牙僧・紅稍・妓寨・岐路・幹人・僮僕等、皆是雜人。

とあり、幹人・僮僕等の雇傭人身分の者は「雜人」として、四民の下に位置づけられている。しかし、雇傭人身分の者は言うまでもなく良民であるから、ここに見えるように訴訟の主体たり得てはいたのである。また、士人の次に位置づけられた農人の部分には、

士人狀了、方點換農人、須是村鄉種田務本百姓、方是農人。

農者國家之本、居士人之次者也。余人不許冒此吉善之稱。

と見えているが、恐らく佃戸は農人の中に含まれているのではないかと思われる。

(16) この史料は、いわゆる「随田佃客」をめぐる議論の中心となつていゝものであるが、ここで最も注目されなければならぬのは、陝州路判官史振善が述べているように、佃客が、田土と切り離されて典当・売買されているという点であろう。つまり、この史料は、佃客が移転の自由を持たなかつたとか土地に

緊縛されていたことを示すというよりは、土地に定着することすらできない、佃客の姿を示すものなのである。そして、確かに楊少中の牒に見えるように地客は土地とともに売買されてはいるが、史沢善の言う「随田佃客」とは、佃客を売買する際に、人身売買の法禁を免れるために些少の土地を売買して「佃客は土地とともに新主の下に移動した」と称すること、すなわち佃客の売買（Ⅱ私立文約）を土地の売買（Ⅱ公行立契）にすり替える仮託行為を示すにすぎないのである。

(17) 李元弼『作品自箴』巻六《勸諭民庶勝》の一節に、佃戸勤強、便足衣食。全藉主家照顧、不得偷購地利、作事誠信、須曉尊卑。

とあって、佃戸は主家との尊卑を曉るべしと記されている。しかし、ここでも、主佃関係が尊卑の関係と捉えられていることをもって、直ちに「尊卑の分」Ⅱ「主僕の分」と等置することは許されない。なぜなら、本来尊長と卑幼の関係を示す「尊卑の分」は、主人―奴僕関係に特定されない身分差だからである。

(18) 周藤氏注(13) 論文六九二頁、仁井田陞「中国社会の『封建』とフューダリズム」(一九五一年、『中国法制史研究』奴隸農奴法、家族村落法所収、一九六二年、東京大学出版会) 一一三頁注(5)、宮崎市定「部曲から佃戸へ——唐宋間社会変革の一面——」(一九七一年、『アジア史論考・中』所収、一九七六年、朝日新聞社) 三二〇頁。

なお、宮崎氏は「一主一田、名分曉然」の部分で、「裏をか

えせば、時には一主一佃と言いうるか否かが不明で、名分曉然たらざる場合もあったことを物語っている」として、一人の佃戸が複数の地主から土地を借りている場合と関連させて考えておられるが、この「一」は単なる強調にすぎないであろう。この部分は、「謝五乙兄弟は、現に段氏の田を耕作しているのであるから、主Ⅱ地主と佃Ⅱ佃戸の名分があるのは明白である」という意味である。

(19) この史料は、既に重田徳氏によって紹介されている。(同氏の前章注(17) 論文参照)。

(20) 松本善海「里老人による村落自治」(和田清編『支那地方自治発達史』第四章第五節所収、一九三九年、中華民国法制研究會)、小畑龍雄「明代郷村の教化と裁判——申明亭を中心として——」(『東洋史研究』十一・五・六、一九五二年)、細野浩二「里老人と衆老人——『教民榜文』の理解に関連して——」(『史学雑誌』七八・七、一九六九年) 参照。

(補注) この一例とは、『夷堅支志』癸卷十《項彦吹苗》に、項彦なる饒兵が芝山の五老峰に遊んだ際に一婦人と出会った場面

で、
彦頗懼、欲下山。婦云、哥哥且穩便、我自尋呉九。問為誰、曰我家地客。遣就近処脩屋。慮其不謹、故來視之。更十余日、未得了。

と記されているものである。あるいは、ここで地客が地の文ではなく会話の部分に現われるという点に留意すべきであろうか。

結びにかえて

以上において、宋元代のいわゆる雇傭人の法的身分とその階級的性格、およびそれと関連して奴婢や佃僕・地客並びに佃戸について若干の検討を行ってきた。費した誌面に比して明らかにし得た部分は極めてわずかであるが、以下に論旨を要約して結びにかえておきたい。

一、宋代の史料上の「奴婢」の殆んどすべては、奴婢身分の者ではなく雇傭人として捉えられるべきものである。

それは、宋代の奴婢身分が、犯罪没官（ないし俘虜）という限定された径路によってのみ成立可能であったこと、加えて奴婢は州の官衛に繫属されて民間に流出することがなかったことに基づいている。元代においても奴婢身分の發生径路は犯罪没官と俘虜が主要なものであったが、当該期における俘獲奴婢＝軀口は多量であったと推定され、それゆえ一概に史料上の「奴婢」・「軀口」の法的身分を確定し得ない面を持っている。しかし、元代の史料上の「奴婢」・「軀口」のすべてが奴婢身分を指称するものでないことは言うまでもなく、特に宋元代を通じて良民の売買や債務奴隸化によつては奴婢身分は成立せず、かかる原因によつて「奴婢」と称されるに至った者は、奴婢的境遇下に置かれたがゆえに「奴婢」と史料面に現われてくるのであって、身分的には雇傭人身分として国家に把握されていたのである。

二、宋元代における雇傭人の法的身分は、主家と同居し衣食の給養を受ける存在を中核的基礎として定立されており、日傭や短雇の者および自己の生業を有しその維持・補完のために雇傭労働をも兼ねる者は、雇傭人身分の枠外に

置かれていたと推定される。雇傭人身分の者は大率主家の経営内に包摂されて生活する存在であったから、主家の擬制的家族員とされ、その家父長的支配下に置かれていた。

三、雇傭人身分の中に包括される存在の雇傭形態は、公的形式的には人身の賃貸借、労働消却質、利質の三形態に要約されるが、宋元代の雇傭形態は労働消却質と利質が大勢を占めており、南宋・元代には利質形態が盛行していたと推定される。しかし、雇傭人身分の者は、公的形式的には雇傭人ではあっても、実態的には人身の売買や債務奴隷化によって服役した者が殆んどであり、またかかる存在は主家との間に「主僕之分」ありとして強度の家父長的な身分的隷属を強いられていたのであって、その階級的性格は家父長制的家内奴隷として捉えられるべきものと思われる。したがって、宋代における雇傭人身分の形成は、唐宋の間の奴隷労働から雇傭労働への転化によって基礎づけられていたのではなく、良民相互間の階層分化によって析出された奴隷的な私的隷属民の存在を、宋朝権力が体制的に容認し、「雇傭された良民」としてその支配秩序の中に位置づけた結果齎されたのである。

四、宋代に形成されたいわゆる雇傭人の法的身分は、元代はもとより明清代にも雇工律として継承されたが、明代万暦年間以降の一連の雇工律の改修過程は、総じて言えば、雇傭人の具体的存在形態や雇傭期間ないし犯罪の種類等に応じて適用法を細分化するという技術的改革の性格が濃厚であって、直ちに雇傭人の法的地位の変化に結びつけられない面がある。とりわけ、仁井田陞氏によって佃戸と生産部門担当の雇傭人の地位上昇を示すとされた清代の条例については、史料解釈上の疑問があり、氏の所説は首肯し難い。

五、宋代の佃僕・地客の出自には、地主の下に蓄養された「奴僕」が、主家によって妻帯せしめられることを契機として佃戸的形態へ上昇するケースと、小農民等が没落して佃僕・地客へと下降するケースが認められるが、いずれ

宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について

の場合にも家族を有するということが、地主によって田土を与えられ佃戸的形態をとるに至る一つの条件になっていたと考えられる。

六、佃僕・地客のある者は、自己の経営と家族を持ち、主家に租課を納入するという点で佃戸と同一の存在形態を示しているが、その法的身分は雇傭人身分であり、それゆえ主家との間には「主僕の分」があるとされていた。

七、佃僕・地客とともに従来宋代の佃戸にも主家Ⅱ地主との間には「主僕の分」ないし「上下の分」・「奴主の分」があると説かれてきたが、そうした関係を立証する具体的明証は見出せず、地主と租契によって結ばれる佃戸との間に「主佃の分」はあるものの「主僕の分」はなかったと考えられる。ただし、佃僕・地客をもその存在形態に従って「佃戸」と捉えることは可能であり、また宋代の史料上の「佃戸」には少なからぬ佃僕・地客的存在が含まれていると推定されるが、かかる「佃戸」を法的身分との関連において階級的存在として捉えれば、宋代の「佃戸」は「主僕の分」ある佃戸と「主佃の分」ある佃戸とに二大別されることになる。以上である。

一九七七年十月十日稿了。

(附記) 本稿の執筆終了後、山根清「唐における良賤制と在地の身分関係」(『歴史学研究』別冊、一九七七年度研究会大会報告、青木書店)、柳田節子「宋代専制支配と農民」(同前)、小山正明「明・清代の雇工人律について」(『星博士退官記念 中国史論集』所収、一九七八年、星斌夫先生退官記念事業会)が発表され、本稿のテーマに直接関連する問題について興味ある見解が提出されている。本稿と併読されるよう希望したい。